

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第十一号

平成二十一年四月十七日(金曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 田村 憲久君

理事 上川 陽子君 鴨下 一郎君

理事 後藤 茂之君 西川 京子君

理事 三ッ林隆志君 藤村 修君

理事 山井 和則君 榎屋 敬悟君

理事 赤池 誠章君 新井 悦二君

井澤 京子君 井上 信治君

遠藤 宣彦君 大野 松茂君

金子善次郎君 川条 志嘉君

木原 誠二君 木村 義雄君

清水鴻一郎君 杉村 太蔵君

高島 修一君 谷畑 孝君

とかしきなおみ君 戸井田とおる君

徳田 毅君 富岡 勉君

長崎幸太郎君 西本 勝子君

萩原 誠司君 林 潤君

福岡 資麿君 松本 洋平君

安井潤一郎君 内山 晃君

岡本 充功君 菊田真紀子君

郡 和子君 園田 康博君

長妻 昭君 細川 律夫君

三井 辨雄君 柚木 道義君

福島 豊君 古屋 範子君

高橋千鶴子君 阿部 知子君

保坂 展人君 下地 幹郎君

厚生労働大臣 舩添 要一君

厚生労働副大臣 大村 秀章君

厚生労働大臣政務官 金子善次郎君

厚生労働大臣政務官 戸井田とおる君

政府参考人 吉田 耕三君

(人事院事務総局給与局長)

政府参考人 (内閣府政策統括官)

政府参考人 (総務省行政評価局長)

政府参考人 (総務省自治行政局公務員部長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (文部科学省高等教育局私学部長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

政府参考人 (厚生労働省年金局長)

齋藤 潤君

関 有一君

松永 邦男君

真砂 靖君

木下 康司君

河村 潤子君

水田 邦雄君

渡邊 芳樹君

薄井 康紀君

石井 博史君

榊原 志俊君

委員の異動

四月十七日

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

委員の異動

下地 幹郎君

糸川 正晃君

四月十七日

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外九名提出、衆法第二二二号)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(長妻昭君外六名提出、衆法第二二三号)

は委員会の許可を得て撤回された。

四月十七日

医療提供体制の拡充に関する意見書(北海道土別市議会(第二〇四三三号))

医師・看護師不足の解消及び安心な地域医療の確保対策に関する意見書(秋田市議会(第二〇四四四号))

医療提供体制の拡充に関する意見書(東京都調布市議会(第二〇四四五号))

医師の養成・確保対策の充実を求める意見書(宮崎県議会(第二〇四四六号))

ウィルス性肝炎対策の一層の推進と患者の救済・治療費助成のための制度拡充を求める意見書(福島県平田村議会(第二〇四四七号))

上田地域の医療の充実を求める意見書(長野県上田市議会(第二〇四四八号))

「遠位型ミオパチー」の治療薬早期実現に関する意見書(福島県議会(第二〇四四九号))

意見書(宮崎県議会(第二〇四五〇号))

見書(宮崎県議会(第二〇四五〇号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道土別市議会(第二〇五〇一五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道砂川市議会(第二〇五〇二二五号))

(北海道富良野市議会(第二〇五三三三号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道知内町議会(第二〇五四四号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道余市町議会(第二〇五五五号))

介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県西郷村議会(第二〇五六六号))

肝炎対策基本法の早期制定を求める意見書(長野県議会(第二〇五七七号))

介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書(長野県御代田町議会(第二〇五七八号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(徳島県議会(第二〇五九九号))

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(長崎県議会(第二〇六〇〇号))

季節労働者対策の強化を求める要望意見書(北海道鹿追町議会(第二〇六〇六一号))

緊急雇用対策及び労働法制の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第二〇六〇六二号))

緊急雇用対策及び労働法制の改正を求める意見書(福島県浪江町議会(第二〇六〇六三三号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県見附市議会(第二〇六〇六四四号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県聖籠町議会(第二〇六〇六五五号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県阿賀町議会(第二〇六〇六六六号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書(新潟県津南町議会(第二〇六〇六七七号))

子ども手当の創設を求める意見書（北海道士別市議会）（第二一一号）

子育て支援策の拡充を求める意見書（北海道土別市議会）（第二一二号）

雇用対策の充実・強化とセーフティネットの
拡充を求める意見書（北海道伊達市議会）（第二

公契約に関する基本法の制定を求める意見書
(一一三号)

（北海道知内町議会）（第二一四号）
雇用対策の充実・強化とセーフティネットの

拡充を求める意見書（北海道知内町議会）（第二
一一五号）

雇用対策の充実・強化とセーフティネットの
拡充を求める意見書（北海道長万部町議会）（第

二一六号)
公契約に関する基本法の制定を求める意見書

雇用対策の充実・強化とセーフティネットの

拡充を求める意見書（北海道占冠村議会）（第二一八号）

雇用対策の充実・強化とセーフティネット機能の拡充を求める意見書（北海道美幌町議会）（第

公契約に関する基本法の制定を求める意見書
(二一九号)

雇用対策の充実・強化とセーフティネットの

拡充を求める意見書（北海道清里町議会）（第二二二号）

公契約に関する基本法の制定を求める意見書
(北海道青里町義会)(第二二二二号)

雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書（北海道厚真町議会）（第二一

天を以てする意見書（北海道厚生局調査会）（第二一二三三号）

国外で作製された齒科医療用補綴物等の取扱いに関する意見書（青森県鰺ヶ沢町議会）（第二二四号）

続を求める要望意見書（北海道剣淵町議会）（第二一七〇号）

続を求める意見書（北海道美幌町議会）（第二七一号）

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書（北海道清里町議会）（第二一

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存
七二号)

続を求める意見書（北海道訓子府町議会）（第二一七三号）

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持・存続を求める意見書（北海道佐呂間町議会）（第二

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存
一七四号)

続を求める意見書（北海道豊浦町議会）（第二七五号）

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書（北海道厚真町議会）（第二一

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存
七六号)

続を求める要望意見書（北海道音更町議会）（第二一七七号）

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書（北海道鹿追町議会）（第二一

市町村立病院の経営安定化と介護療養病床の維
七八号)

持存続を求める意見書（北海道本別町議会）（第二七九号）

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書（北海道釧路町議会）（第二一

八〇号)
C型肝炎被害者の救済に関する意見書(新潟県)

聖籠町議会（第二一八一号）
C型肝炎被害者の救済に関する意見書（新潟県）

阿賀町議会（第二一八二号）
C型肝炎被害者救済に関する意見書（新潟県津

南町議会（第二一八三号）
JR不採用問題の早期解決を求める意見書（秋

田県横手市議会(第二一八四号)
JR不採用問題の早期解決に関する意見書(神奈川県清川村議会(第二一八五号)
JR不採用問題の早期解決を求める意見書(長崎市議会(第二一八六号)
JR不採用問題の早期解決を求める意見書(長崎県諫早市議会(第二一八七号)
社会保険二本松病院の存続と充実を求める意見書(福島県議会(第二一八八号)
社会保険力ードの導入に関する意見書(福島県須賀川市議会(第二一八九号)
社会保険紀南病院の適切な譲渡を求める意見書(和歌山県みなべ町議会(第二一九〇号)
社会保険紀南病院の適切な譲渡を求める意見書(和歌山県上富田町議会(第二一九一号)
修復腎移植の推進を求める意見書(香川県議会(第二一九二号)
重粒子線治療施設の設置を求める意見書(長崎市議会(第二一九三号)
障害者自立支援法の見直しを求める意見書(福島県議会(第二一九四号)
障害者自立支援法の見直しを求める意見書(水戸市議会(第二一九五号)
障害者自立支援法の適正な見直しを求める意見書(長野県上田市議会(第二一九六号)
所得割重視の国保税を求める意見書(長野県千曲市議会(第二一九七号)
障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書(長崎県議会(第二一九八号)
年金記録問題の速やかな解決を求める意見書(宮崎県議会(第二一九九号)
派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書(高知県須崎市議会(第二二〇〇号)
派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書(高知県日高村議会(第二二〇一号)
派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書(高知県大月

町議会(第二二〇二号)
貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げすることを求める意見書(高知県佐川町議会(第二二〇三号)
不況下における緊急雇用対策の強化を求める意見書(水戸市議会(第二二〇四号)
物価に見合う年金引き上げを求める意見書(高知県日高村議会(第二二〇五号)
物価に見合う年金引き上げを求める意見書(高知県須崎市議会(第二二〇六号)
保育制度改革に関する意見書(水戸市議会(第二二〇七号)
保険でよりよい歯科診療の実現を求める意見書(東京都調布市議会(第二二〇八号)
保育所待機児解消に向けて国の財政支援等を求める意見書(東京都調布市議会(第二二〇九号)
保育制度改革に関する意見書(宮崎県議会(第二二一〇号)
労働者派遣法の抜本改正を求める意見書(山形県白鷹町議会(第二二一一号)
ワーク・ライフ・バランス支援の強化、日雇派遣など労働法制改正を求める意見書(青森県議会(第二二一二号)
は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外九名提出、衆法第二二号)及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(長妻昭君外六名提出、衆法第一三三号)の撤回許可に関する件
厚生労働関係の基本施策に関する件
社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

起草の件
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案起草の件
○田村委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として人事院事務総局給与局長吉田耕三君、内閣府政策統括官齋藤潤君、総務省行政評価局長関有一君、自治行政局公務員部長松永邦男君、財務省主計局次長真砂靖君、主計局次長木下康司君、文部科学省高等教育局私学部長河村潤子君、厚生労働省保険局長水田邦雄君、年金局長渡邊芳樹君、社会保険庁総務部長薄井康紀君、運営部長石井博史君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと称する者あり〕
○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○田村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西川京子君。
○西川(京)委員 おはようございます。自民党の西川京子でございます。
大臣、本当に長い間の御審議、お疲れさまでございますけれども、どうぞよろしく願います。
審議時間も、きょうの時間を含めて二十五時間になるかと思えます。それぞれ与野党、さまざま今回の法案に対する意見が出ておりますが、私も締めくくりという立場で、大まかな質問になるかもしれません、よろしく願いたいと思います。
今回、この年金問題というものが国民の関心事の大きなテーマになったのは、やはりいろいろ管

理上の不祥事がさまざまに浮き出たということ、いわば初めてと言つていいほど国民が年金という問題に興味を抱いたわけですね。
我が国で国民皆年金というのが始まったのが昭和三十六年ということで、大体、年金というものがそもそもどういう意味があるのかということに関して、社会状況の変化ということによって大きく意味が変わつてきていると思ふんですね。
実は、社会保険をちよつと調べてみたら、社会保険制度のそもそもの意味は、十九世紀のドイツ帝国のビスマルクが、いわゆる上層部のさまざまな労働者階級や商工階級、この人々を政府に引きつけるというような、大変政策的な意味合いでつくられたという経緯があるように聞いております。そういう中で、実は社会保険というものが国民を対象にして全部網羅するものではない、過半数の人たちを大體想定していたという過去の経緯があるわけですね。実は、ヨーロッパで始まった社会保険制度のそういう歴史ということが、各国の保険制度に対する、さまざまな制度にその辺が色濃く残っている部分もあると思ひます。
そういう中で、日本は、皆保険、皆年金を昭和三十六年に導入して、着々と今回の状況に進めてきたわけでございます。ただし、その当時、国民年金というものが創設された中で皆保険が実現したわけですが、そのときの社会状況というのは確かに、年金というものが実は将来の家の中で、高齢者に対する援助というものが家族の中に帰結していた社会。それが、高度経済成長、そういう状況の中で都市部に人口が集中して、家族がある程度離れて、親の世代と子の世代が離れて暮らすというような社会状況の中、そして地域社会のある意味では崩壊が始まつていった中で、仕送りをするという形態が出てきて、いわば個人でやるものを世代として、国が関与して世代間の支え合い、国が仕送りをまとめて皆さんからいただいてやりますよ、そういう考え方だったと思うんですね。

その中で、第一次産業や商工業者がほとんどだった国民年金というものが、年をとってからの、高齢者になってからの生活費の一部であった、そのあたりのときには問題がそこまで噴出しなかったわけですが、やはり定着するともに、この年金制度が成熟するとともに、年金だけで高齢社会の、高齢時代の生活の基本が年金である、この辺のところからさまざまな問題が出てきたと思います。

そういう中で、実は、スタートしたころは高齢世帯の二三%が保護世帯だったというんですね。ですから、今の問題から比べると、現在、高齢世帯の保護率が約四、五%ということですから、今の単身高齢低年金世帯をどうするかとか、そういう問題はある意味では、実はスタートのころはもっとひどかった状況だったということがあります。そういう意味では、むしろそれを回避してきた歴史もあるわけですね。ただし、今の状況を放置するならば、かなりの近い将来、一割ぐらいになつてしまう可能性もある。その辺が、今いろいろな、低年金問題その他が噴き出てきたことにながつているんだろうと思います。

今、高度経済成長と人口増、この二つの条件で成り立っていた年金制度というものの前提が崩れてきた中で、やはり当然、制度改革の必要性はもうだれでも認めているという現実があるわけですので、そういう中で今回の、社会保険方式がいいのか、あるいは税方式がいいのかというさまざまな議論が噴出してきて、こういう状況があると思います。

その中で、税方式か社会保険方式か、実は二者択一ということではないのかもしれないんですが、ずっと社会保険方式をとってきた厚生労働省として、そのあたりの大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○舛添国務大臣 まず、西川委員がおっしゃった前提の部分、これはまさにそのとおり、とにかく長寿化が進んだということで、昭和二十年の日本人の平均寿命はたしか五十を切っているぐらいで

す。それで、毎年一年ずつ延びていって、今や八十五歳。そうしますと、六十が定年退職だと、二十五年間どうして生活を支えるか。昔はさほど長寿じゃなかったたので、まさに、一部としての仕送りという意味がありました。今、これは世代間、社会全体の仕送りというふうに変まりました。

だから、やはり自助、共助、公助という日本の社会保障の組み立ての三原則、これはこれでいいと私は思っています。まず、みずから助くる者を助く、頑張ってくださいよと。しかし、みんなで連帯して世代間で、そしてまた地域社会で助け合つていきましようという共助の面が、まさに社会保険方式のしかも賦課方式という形、積み立てではなくて賦課方式という形であられていてというふうに通じております。そして最後は、セーフティネットの最後のとりでとして、生活保護というのがあるわけです。

そういう中で、共助の側面というのを生かして、社会全体の仕送りです、世代間の助け合いです、今の現役世代が高齢者世代を支えているのは、自分が高齢者になったときに若者たちが支えてくれる、この世代間の助け合いの前提がずっと続くということです。ですから、共助という面からは社会保険方式というのは意味があるというふうには私は思っています。ただ、最低保障機能がそれで十分かというのが長寿化に伴って出てきましたから、ここは、例えば税方式のメリットをどう使うか。今回の、今御審議いただいている法案も、二分の一を税金で見るとするのは、まさにそういう点をついているんだろうと思っております。

○西川(宏)委員 ありがとうございます。

まさに今回、三分の一から二分の一に上げる、そのあたりが税方式だという大臣のお話ですけれども、そういう意味では、ポリシミックスというんでしようか、社会保険方式と税方式をある程度ミックスしたものが実現もしつつあるという今現実だと思ふんですね。政府の関与がもうちょっと大きくなる、そういうことかなという思いもあり

ります。

その中で、実は民主党さんは税方式をうたつていらつしやるわけです。過去の民主党さんのインデックス二〇〇八、そこに書いてあるものを精査いたしますと、所得比例年金というものを創設して、その中で、納めた保険料は必ず返ってくる制度にしないといけない。これは、ある意味では積立方式という理念が入つていらつしやるのかも知れません。それとも一つ、消費税を財源とする最低保障年金を創設、これですべての人に七万円以上の年金が支給されるようにということで、この制度に関しては、かなりの大きな、巨大な税源が必要になります。

民主党さんのおっしゃっているこの文では、現行の五%をすべて当てはめる。給付費としては二十三兆円かかるわけですから、全部当てはめたとしても十三兆円。さらにまだ十兆円、四割以上の財源が不足します。今回、この保険制度と税金のポリシミックスという理念が今の方向性の一つとすると、税財源だけでやるというのはやはりちよつと無理があると思うんですね。

今回、私たち与党としては、この財源問題というのが大変大きな課題になってくると思います。その中で、私たちはこの財源問題に関して、総理も今回の税制の抜本的な改革の中で……(発言する者あり)ちよつと静かにしてください。質問中でございますので、よろしく願います。

私たちはこの中で消費税を上げること、今の厳しい景気状況の中で、三年以内にある程度景気動向が上向いたときに上げる、その準備をさせていたかどうかという総理の発言があるわけですが、この税財源の消費税論議を、いわば長い政治の非常な混乱の中でどうしても先送りしてきたということ、これは否めないと思うんですね。高齢者に対する給付を充実しながら、財源は先送りしてきた。この過去の経緯というものに、やはり与党としてはきちんとした方向性を出さなきゃいけないと思うんですね。そのときに、ぜひどうか、今回の大臣の御提言を……(発言する者あり)

○田村委員長 御静粛にしてください。御静粛にしてください。不規則発言は慎まれるようお願いいたします。

○西川(京)委員 この消費税の財源についての大臣の御見解をお願いしたいと思います。

○舛添国務大臣 財源をどうするか、これが税方式にしたときの一番の問題になります。しかし、やはり税金を上げる、どういう税金であれ上げるということは、なかなか国民の納得を得るためには難しい話です。では、どうして納得していただくかということで、消費税を社会保障目的税、つまり年金であるとか医療であるとか、そこに集中的に充てますよと。既にそういう方向を出しているわけですから、その方向で議論をする必要があると思います。

それと、西川先生、もう一つ問題は、移行措置をどうするか非常に難しく、やはりこれは、きょう決めてあしたというわけにいかないのは、御高齢の方で今年金を受け取っておる方がおられる。それは、自分はこつこつ三十年、四十年払ってきたじゃないか、はい、きょうから税方式で消費税からいたいただきますよ、え、また私は消費税を取られるの、二重の支払いじゃないかと、必ず今の受給者の方々は不満の声を上げられます。これに対して、どういうふうに政府として、ないし、そういう改革を提言する者として答えるのかという答えは持つておかないといけないんだろうというふうに思います。

ですから、皆さんが納得するような経過措置をどうするか。先般も申し上げましたけれども、税制と同じで、社会保険制度も公平で中立的で簡素であるべきなんです。今のような経過措置のときに、そうでは済まない。何をもって公平とか。受給者と加入者と違いますから、そうすると、また複雑な留保、留保、留保とつけていくことにもなりかねません。そういうところを、やはりしっかりと議論して決めていかないといけないというふうに通じております。

○西川(京)委員 ありがとうございます。

今回、ある意味で、今の大臣の御発言のとおり、税方式だけというのは無理があるという中で、保険方式と税方式とをミックスしていくという方向がやはり正しいのではないのかな、そういう思いを持っております。

その中で、各国の方式というのが、これはぜひ政府にお聞きしたいんですけども……（発言する者あり）

○田村委員長 御静粛にお願いします。不規則発言は慎まれるようにお願いします。

○西川（京）委員 質問中、ちよつとお願い申し上げます。静かにしてください。（発言する者あり）質問中ですから、よろしくお願いします。（発言する者あり）

○田村委員長 不規則発言は慎まれるようにお願いをいたします。（発言する者あり）質疑者が質疑をするのは不規則ではございません。

○西川（京）委員 今回の年金制度を精査する中で、各国の年金制度は保険方式と税方式とミックスしている方向がかなり多いですね。その中で、イギリスだけが保険料だけでやっている、そういうところがあります。

各国のそれぞれの制度とそれから保険料、このことについて政府にちよつとお聞きしたいんですが、よろしく願います。

○渡邊政府参考人 各国との比較ということで今お尋ねがございました。

保険料における各国の比較、それから給付における各国の比較がございますが、今御指摘ございましたように、保険料については日本より各先進国に高いところも多いというふうに思いますが、ポイントとなる給付について御答弁申し上げますが、よろしく願います。

保険料に比べますと、各国の制度の給付水準を比較するというのは、各国とも固有の経緯それから制度の複雑性、こういうのがありまして、学者の間でもなかなか難しいと言われているものではないかと。比較する場合におきましても、金額ベースで比

較する、あるいは、これも思い切った計算方法をとって、各国の現役世代の平均所得の代替率を比較する、いろいろな試みはなされております。為替レートの変動ということのリスクはございますが、わかりやすさからいうと、とりあえずお答えとしては金額ベースで御説明させていただきたいと思ひます。

直近の為替レートをベースとしておりますので、その分お含みおきいただきたいと思います。日本の基礎年金の支給額は、御承知のとおり、満額六万六千円でございます。基礎的な年金という形を持っておりますイギリスやカナダのその部分の年金額というのは、イギリスについては二〇〇八年で月額約四百八十ポンド、実勢レートの日本円で約六万三千円、カナダにつきましては二〇〇九年で約五百七十七カナダ・ドル、約四万四千円ということでございます。

日本の厚生年金の平均支給額は、厚生年金を受けておられる方の基礎年金部分を含んだ形で申し上げれば、平成十九年度で約十六万一千円というふうに承知しております。

所得比例の年金制度でやっておりますアメリカ、ドイツ、スウェーデンの平均受給額で申しますと、アメリカについては二〇〇八年で一千五百十三ドル、実勢レートで約十一万六千円。ドイツでは、二〇〇四年とちよつと古うございますが、職員年金保険制度の受給者が八百二十三ユーロ、実勢レートで約十一万円。スウェーデンにつきましては、二〇〇五年、男性で一万一千六百四十四クローネ、実勢レートで約十四万五千円となっております。

こう見てみましても、どういうふうな理解をするかというのは大変難しいと思いますが、あえて比較した場合の数字でございしますが、我が国の年金制度の給付水準というものは主要先進国と比べて、あえて一言で言うと、遜色のない互角の水準であるというふうには考えております。

○西川（京）委員 ありがとうございます。確かに高齢御夫婦二人ですと、日本の場合、十

三万ぐらいになるということで、厳しいながらも何とか生活できるかな。もとより、持ち家とかいろいろ問題があります。実は、単身の高齢者の生活が今大変問題になっている、これをほっておくと生活保護に陥る。そういう中で最低保障年金というのが、今回の皆さんの議論の中であぶり出されてきた一番大きなテーマになっていると思ふんです。そういう中で、やはり各国の基礎的部分の年金額、この辺は大いに参考になることだと思ひますので、これからの議論の中で大いに、きちんとした議論を進めていただきたいと思います。

その中で、実は今回、社会保障審議会年金部会での中間整理の中で幾つかの問題点があぶり出されてきました。今の低年金、低所得者に対する年金給付の見直し、あるいは基礎年金で、無年金になるのは結局、受給資格が二十五年と長いから、これを例えば十年ぐらいにしてみたらどうですかとか、二年の時効を超えて、もうちよつと後からでも払い込めるようにするとか、国民年金の適用年齢の見直し、あるいはパート労働者に対しての厚生年金の拡大、この辺は、低年金の問題、受給資格の問題その他と非常にリンクしてくる話ではあると思ふんですね。

その中で、私、二つのテーマをちよつとお聞きしたいんですが、在職高齢年金の見直し、高齢者の方のパワーを大いに利用する一つのインセンティブとして、やはり、働いたらその分年金が少なくなっちゃうというのでは、なかなか動機が生まれにくいよねという議論があります。

また一方で、今の大変若い世代が、厳しい今の経済状況の中で、これを支えている若い人たちが、実は今の高齢者の年金以下の生活をしている。まして子育てもしている。そういう状況の中で働いていただく一つの大きな方向性として、やはり年金はもうちよつと配慮しないといけないんじゃないかという議論。私は、若い人に余りに負担を強いてまで、この年金制度の本来の意味というのを考えたいかなものかという思いもあり

ます。その点についての大臣の御意見をちよつとお聞きしたいと思ひます。

○舛添国務大臣 それはおっしゃるとおりで、例えば介護保険料だつて四十からですね。これをドイツのように成人になったらというののも一つの意見ですが、そうすると、例えばここで負担が重くなる。だから、世代間の負担の公平をどう考えるかという観点で、そこでなかなか決断がつきにくい問題だというふうに思っております。

（委員長退席、上川委員長代理着席）

○西川（京）委員 ありがとうございます。大変この問題は要望も多い、意見も多いだけに、慎重に、中長期的な視点に立つてやっていただきたいと思ひます。

それとも一つ、育児休業中の保険料を、その分を国の方で補助する。これは、この保険制度というものが少子高齢化問題とも大きくリンクしております。そういう中で、やはり次の世代の、いわば年金制度を支える世代を一生懸命育てている人たちに、いろいろ保険料その他で配慮しなきゃいけないんじゃないか、これは大変、私は考え方として正しいと思ふんですね。

そういう中で、今、育児休業というものがきちんととれる、女性には限りませんが、働いている男女について、やはり大企業で、きちんとした年金制度その他が整っているところの方がその恩恵というところであれですが、配慮を受けている。その問題に関して、国民年金制度の中で被用者の人たちが四割を超えているという今の現実の中で、一番大変なこの人たちに、育児休業中の、三歳まで育つ間の保険料免除という問題は、実は一番配慮しなきゃいけないんじゃないかという思いがあります。

この点、やはり大きな税源その他がまた出てくる話ではありますが、この点について大臣の御意見をちよつとだいたいしたいと思ひます。

○舛添国務大臣 厚年と国年の違い、さまざまな御指摘がある中の一つが今の、育児の間の保険料の扱いです。

要するに、保険制度でカバーをするのか、それともそれ以外の仕組みでカバーするのかという問題があると思いますので、当面は、今度の経済対策を含めて保険制度以外の仕組みで財源措置をとる、援助をしようというふうに思っていますけれども、長期的には、おっしゃるように、国年と厚年の違いをどう解消していくか、そしてセーフティーネット機能を何でもって担保するのか、ここに行き着くと思っております。

○西川(京)委員 ありがとうございます。

今回の年金記録問題を、きちんとこれから一生懸命対応して、少しでも問題解決に真摯に向き合っていく、これはもちろん一番大事な課題でございませうけれども、それとともに、やはり今、さまざまにあり出されてきた今の保険制度の中での矛盾点、そういうものを一つ一つクリアしていくながら、年金制度という、将来に向けての大きな中長期的な課題に向かっていかなければならないと思います。

その中で、厚生労働省が、きのう十六日、有識者会議の報告書の中で正式に、健康保険証、介護保険証、年金手帳を一枚の社会保障カードにまとめる、二〇一一年をめどにカード導入を報告書にきちんと書いたということなんですが、今回、社会保障番号についてはちよつと見送るというようなことになったようですが、この辺の経緯を年金局長、いいですか。済みません、新しい二ユースなので通告していませんでしたけれども。

○渡邊政府参考人 担当の社会保障政策統括官がおりませんで、大変申し訳ございません。

報道にありますとおり、昨日、その検討会のまとめが公表されたことと承知しております。そして内容的には、社会保障カードということで、もう何年も前から医療を中心に御議論されてきたようなものを、より幅広く、カードというツールでどのように国民の利便を向上させていくかという報告書だったと思います。

その中では、番号制度ということに関しては判断が留保されたというふうに私も承知しております。

す。

○西川(京)委員 ありがとうございます。ちよつと通告なしでしたので恐縮でございます。

年金記録問題で私の一つの提案なんですが、函館大教授の磯村さん、年金記録問題の作業委員会の委員長さんが、新聞紙上でもちろん拝見したんですが、御提案をいらつしやいます。

今、作業人員の不足の解消の問題、それと、年金記録の第三者委員会に非常に殺到していてなかなかさばき切れない、そして大変多くの方にお待たせしているという現実がある中で、ぜひ、提案として、社会保険労務士試験の合格者や民間企業の人事、総務の経験者を三千人ぐらい社会保険事務所の窓口をお願いして、十人ずつぐらいそれぞれ配置したらどうでしょうか。

それとも一つ、年金記録審判所の設置。これは、第三者委員会について、想定以上の人が来ている。そういうことで、時限立法でこんなものを考えてみたいかがですがと言っているんです。

私も与党も、この年金記録問題に関しては、一刻も早くやはり解決の道筋というのが、かなりの効果は出てきているんですが、まだまだ人が足りない。行政改革の世の中の折ではございませうけれども、この問題に関してはきちんと早く解決しろというのは国民の理解を得られると思うんですけれども、この問題について大臣、よろしくお願ひします。

(上川委員長代理退席、委員長着席)

○舛添国務大臣 磯村さんは、私がお願ひして年金の作業委員会の委員長をやっておられまして、一週間に最低一回は打ち合わせをし、検討会を開いています。

そういう中で今言ったような検討をやりまして、これは社会保険労務士会の皆さん方にも大変お世話になって、感謝をしたいんですが、現実には、そういう論文を磯村さんがお書きになったのは去年の春だったんですが、それから相当な規模で相談に当たっていた、だいています。市区町村、郵便局、農協、漁協、そういうところに、そ

れからウインドウマシンの貸与するというような形でやっていまして、本年二月までで五万五千件の相談に社会保険労務士会の方に対応していた、今後とも、社労士の皆さん方の御協力をお願いしたいというふうに思っています。

それから人員不足、これは、たゞ重なる補正や何かを通じて予算的な措置もつけております。そして、第三者委員会の規定がやはり時間がかかるということなので、給与とか勤務の実態がある程度確認できそうなものは第三者委員会に行かないで、社会保険事務所段階において記録訂正を行えというふうに指示をしております。

直接、私も何度も磯村さんと、毎週のように会っていますから、審判所のような形の御提案をいただいておりますけれども、当分は今のようないきなりと思っております。

○西川(京)委員 ありがとうございます。

今回、この年金改革の一つの方向性として、税方式、社会保険方式、中長期的な視点でこの両方をうまく、長短ありますから、そのいいところをお互いにとり合つた中での制度改正というのを大きな方向性として持っていくべきであろう、その中で、税を二分の一にする今回の法案を何としても通していただきたい、そういう思いがあります。

そして、今回のさまざま、あぶり出された幾つかの問題点、これも社会保障制度全体の大きな枠組みの中でやはり解決していかなければいけない。その中で、少子化対策その他、リンクする大きな問題と総合的に解決していかなければいけないことだと思っております。

今後、舛添大臣の御健闘をお祈りして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○田村委員長 次に、内山晃君。

○内山委員 民主党の内山晃でございます。

年金問題につきましてずっと質問が続いておりますけれども、何か、きょうは終結のようなこと

も聞いておりまして、まだまだ議論しなければならぬんじゃないかな、こういうふうにも思っているんですが、まず、今、西川委員から民主党の案につきましてお話がありましたけれども、やはり正しい数字をもう少し情報収集をされてから質問されることをぜひとも望みたい、こう冒頭お願いを申し上げたいと思います。

それでは、大臣、短い時間ですので、前向きな、建設的な質問をさせていただきたい、こう思っておりますので、よろしくおつき合いのほどをお願いいたします。

まず、共済組合の加入記録確認の茶色の封筒が送付され、ねんきん定期便のオレンジ色の封筒と混乱するとの指摘をした記事が出ておりました。大臣のところにも届いたというふうに書いてございました。

ねんきん定期便の送付と時期が重なっていて、共済組合の加入記録の担当者はねんきん定期便の担当者で違う部署なんでしょうか。ちよつとその辺、お尋ねをしたいと思ひます。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘いただきました、共済組合等加入期間の確認のお知らせ、これは、一昨年七月五日の政府・与党の方針にのっとりまして事務を進めてまいっております。

それで、お尋ねの事務の担当者の件でございますが、これは同じ部署の中におけるという状況でございます。

経緯といたしましては、一つは、時期が重なつてかなり近接してしまつたということなどでございませうけれども、その点について若干の事情を申し上げさせていただきますが、共済期間のお知らせでございますけれども、申し上げた政府の方針にのつとて進めたわけでございませうが、特に、そのために必要なシステム開発、これが例えば定期便のシステム開発なんかとよくそうするということな関係になりまして、そちらの方を優先させた関係で、想定している時期よりもややおくれたというところなどが事情の一つ。

それからもう一つ、共済の方からいただく記録のいわばタイミングが、調整の問題もあつて少しおくれました。その関係で少し遅れ込んだということがございます。その結果が、三月末のお知らせということになったわけでございます。

なお、混乱が生じているのはまずいだろうという中で、実は、ねんきんダイヤル、御案内のようにコールセンターを設けて運営させていたでいてるわけですが、直近の状況を確認いたしました。そうしましたところ、共済加入期間の確認のお知らせを受け取った方で、これは何でしようかというお尋ねがあつたのがどのくらいかと確認しましたところ、数名ということでございます。今週段階で二百二十万通ぐらい出しておりますけれども、一応、コールセンターの方でお尋ねをいただいた、そして混同している可能性があるので丁寧な説明を申し上げた件数は数名、こんな状況でございます。

しかしながら、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○舛添国務大臣 まず、その数名の中に私が入っていないというのを申し上げたいのは、今、私、全部の新聞記事を見ているわけじゃないんです。四月十五日の日本経済新聞朝刊に、「所管大臣である舛添要一厚生労働相も受け取ったが、何の通知か分からず、事務方に確認」と。何の通知かわからないはずじゃないですか、自分が指示しているのに。こういう不正確な記事を書いてもらっちゃ困るので。だって、私、東大に勤めたことは忘れていませんよ、それは。

そうじゃなくて、例えば、ねんきん定期便が届きますよと大々的にキャンペーンをする。これを出しますと年金閣僚会議でちゃんと申し上げているんです。ただ、確かに、大々的にキャンペーンはしていません。だから、その扱いの違いをどう考えるかというので、私は、やはり公務員の方だつてたくさんいるわけだから、それはある程度、もちろんしていますけれども、ああいふ大々的じゃなくて、もうちょっとやつてもいいん

じゃないかということを経営の方に言ったということとなんです。

ただ、そうすると、事務方の答えは、とにかく公務員たきで、公務員の方をやつていたら非公務員の国民の皆さんからまたおしかりを受けるからやらないと言うから、そんなことないだろう、公務員だつて国民なんだからということをお願いした。

ちなみに、私は昨年の十一月に六十になりました。それから、そのときは、厚年もあり、厚年の記録を社保庁とちゃんと突き合わせて、文部省共済組合に、東大の先生だつた時代の突き合わせで、その二つを持っていつて裁定ということをやつたんです。それはなぜかというの、共済組合がデータを全部くれない、三々五々しかくれない。私共共済、何共済、いっぱいありますから。やつと今、社保庁にそのデータが来たので、公務員だつた皆さん、そのデータで間違いありませんかと来て、私は受け取つて、もちろん間違いはなかった、間違いありませんとすぐはがきで「何の通知か分からず、事務方に確認」と、事務方に指示を出している大臣がわからないはずがない。そうじゃなくて、これはやはり、私に聞かないでこういう記事を書いちゃいかぬですね、取材する方は。

それから、こんなことを事務方のだれが言つたかはわからぬけれども、そんな、あなた、大臣から指示して、なぜ扱いに違いがあるんだと言つたら、それはちゃんと説明しなさい。

実は、猛烈忙しいので、朝、新聞を全部完璧に隅々見れないので、気がついたらもっと早くこのことを注意していただんだけれども、新聞記者さんに対するクレームも含めて、ありがとうございます。

○内山委員 私の質疑の時間を弁解にしていただきまして、ありがとうございます。色もやはり似ているんですね。見たことない人は、これがオレンジというふうに見えるかもしれ

ませんから。こういったところをやはりもう少し注意すればいいんじゃないかと御指摘でどうしておきたいと思ひます。

それでは、国庫負担割合を二分の一に引き上げる法案の関係もありますので、年金制度について質問をしたいと思ひます。

前回の質問でも、国民年金の受給資格期間について、二十五年は長過ぎるというふうな指摘をしております。厚生年金の受給資格期間も、生年月日によりまして、昭和三十一年四月二日後生まれから、二十五年の厚生年金の加入期間が必要ということになります。現在は二十五年で受給資格が得られるのに、これが二十五年に引き上げられるということになるわけでありまして、なぜ二十五年、国民年金と一緒にするのかということをお尋ねしたいと思ひます。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘の点は、昭和六十年改正によつて基礎年金を設けることにした際に、それまで二十年だつた厚生年金の受給資格期間を二十五年に改めると同時に、経過的な措置を講じたということに起因するものでございますが、今お尋ねのように、なぜ厚生年金にも二十五年の受給資格期間というものを設ける必要があるのかという点について言えば、経緯はむしろ先生の方がよく御存じの点もあると思ひますが、ポイント、厚生年金というものが、基礎年金ができるときに、その位置づけを、基礎年金の上乗せの給付制度であるという位置づけをしたというポイントではないかと思ひます。したがつて、上乗せの給付である以上、基礎年金が受給資格期間二十五年というものをとる際に、同じ基礎的な要件をもつて二階の報酬比例部分の厚生年金が出る、こういうふうな位置づけをしたものと思ひます。

ただ、これも釈迦に説法でございますが、厚生年金自身は、基礎年金が出る方について言えば一カ月でも給付に反映されるというのは御承知のとおりであり、それでは何のために二十五年なのかということをよくお尋ねを受けることも事実でござ

います。今申し上げましたような制度の立て方、考え方ということにあるんだ、こういうふう

に思つております。

○内山委員 現在だつて、今御説明のとおり、老基、老厚というふうな計算はしているわけでありまして、では、三十一年四月二日というふうな生年月日を区切つたのは、これはどういうわけでしょうか。

○渡邊政府参考人 三十一年四月一日生まれ以降の者ということでございますが、それ以前と以降で分けたわけでございますが、昭和六十年改正の施行日において二十九歳であり、これらの者がそれまで加入期間がなかったとしても、今後加入すれば五年の余裕を残して二十五年の受給資格期間を満たし得ると考えたものと、当時の判断が私どもに残つております。

○内山委員 何とも理解しがたいわけでありまして、ただ単に、やはり国民年金の受給資格も二十五年では長いという意見もいろいろ出ております。そんな中において厚生年金も二十五年という資格に引き上げますと、これはやはり被用者としても長い、こう思うわけでありまして、この辺もやはり短縮する傾向で検討しなければならぬんではないだろうか、こう思ひます。

次に、無年金者について質問をしたいと思ひます。

無年金者百十八万人の推計の根拠、どのようにしてこの百十八万人を無年金者として特定しているのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

この無年金者百十八万人の推計の方法でございますけれども、一昨年、十九年十二月の十二日に公表させていただいたものをあらためて百十八万といふふうに出しているわけではございません。六十五歳以上、それから六十歳から六十四歳までの方、それから六十歳未満と、要するに三つのブロックそれぞれで計算しているものでございまして、推計の方法が二様になつていっているわけござい

ます。

そこら辺を簡潔に申し上げますと、そういうことでお示ししている数でございますが、基本的には、私も社会保険庁で把握しております納付記録などを用いまして、一定の前提を置いて集計した推計値でございます。

具体的に少し申し上げますと、保険料納付済み期間とそれから保険料の免除期間、これを合算した期間が将来的に二十五年に満たない方を一定の前提のもとに集計する、そういうプログラムをつくりまして、これで算出したというやり方でございます。

○内山委員 この百十八万人の方たちは、一体どのくらいの期間が受給資格に不足するのか。こういった数値というのは明らかにすることができるとでしょうか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

この推計方法でございますけれども、概括的には、今申し上げたように、保険料の納付済み期間それから免除期間、記録に残っているものを合算して、それが将来に向けて考えてみたときに二十五年に満たないかどうかということに着目してやりました方法でございますけれども、保険料を納めた期間の内訳というところで算出は実はしていないわけでございます。単純に合算しちゃって、それで見ているというだけでございますので、大変恐縮なんですけど、今おっしゃった、例えば不足月数の調査、ここはすぐにはできない形になってございます。プログラム開発というのを改めてする必要があります。あるというふうに認識しております。

○内山委員 ぜひそこは、大臣、無年金者で数カ月で受給資格が発生する方もいらっしゃるかもしれない。もうはるかに数十年、二十年近く足りない方もいるかもしれませんけれども、この実態をやはりつかんでいただきたいんですよ。

なぜかといいますと、特例納付というのを過去三回行っています。私は、この無年金者を救済するためにも平成の特例納付を行うべきではなからうかと。二年という、さかのぼって納める時効の

壁がありますけれども、それを超えられない壁がありますけれども、それを一たん超えて受給資格が発生するまで、また、七十歳で任意加入ができませんので、その年齢と二年の壁を越えて、特例納付をさせて受給資格を満たせる、無年金者を救済する、こういう方法はいかがなと思っております。与党の方の補正予算で十五兆円もの大盤振る舞いをするのであれば、こういったところにぜひ使えないのかと非常に疑問を感じているんですけれども、大臣、所感で結構ですけれども、いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 委員の趣旨はよくわかります。ただ、そのときに、長期的な期待として、いずれまた特例納付があるんだから、まあ今はちょっと払わないでおこうかというような不屈き者とか、こういうものを起こさせないような担保をどうするかが一番大切だろうというふうに思いま

す。それから、特例期間、空期間、こういうものについて御存じない方が過去についてもたくさんおられるので、ちょっとこれは近々に周知徹底、PR、これをやって、とにかく少しでも疑いがある方は社保の事務所に来てください、一緒に調べてみましょうと。

あれはやはり一人一人の経歴だから、なかなかコンピュータ上に出てきません。どなたと結婚して、どなたの奥さんでしたんですかなど、プライバシーにもかかわりがありますので。ただ、ぜひ、そういうキャンペーンとか、皆さんにまづお知らせして、そして、少しでも可能性があると思われるときはいらしてください、これをまづやろうかと思っています。

それで、今のことは、趣旨はよくわかります。ただ、私が申し上げたことをどうクリアするか、これはまたいつか時間を見て議論して、そういうことがクリアできれば、考え得ることだと思いま

す。それから、国民年金の納付率八〇%を目指しておられるわけでありまして、この八〇%の納付率というのは、相当やはり国は努力が必要だと考えるわけでありまして。明らかに所得があつて納付能力があるにもかかわらず国民の義務を果たさない未納・未加入者には、公平性の観点から徴収を強化する必要があるかと私は考えておりまして、法的に許される範囲で、例えば運転免許の更新を制限するなどの、可能な限りの法的権利の制限を行うべきではなからうか、こう思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 免許証の更新をさせないとか、パスポートを出さないとか、いろいろ案があると思うんですが、そこまでの拘束力を持てるのか。つまり、最終的にやはり保険料なので、税金じゃないんです。けれども、納めることは必要なんですけれども、やはり税か保険かという根源的な議論にどうしても来てしまう。

しかし、それはコンピュータで払わせたりとか強制徴収をさらに強めたりとか、市町村の協力をもつていただく。それは今も取り組みを行っていますけれども、やはり基本は、まず第一に、納税は国民の義務と書いてある、だから、憲法改正案をつくるときに、社会保険料も義務であると書けという議論が相当ありました。だけれども、私はやはり、憲法論をやるときは税と保険は分けるべきだと。それぞれにメリット、デメリットがありますから、だから、これは税だけしか書かない、改正案をつくっても書かないという方針で申し上げたんですが、その上で、国民教育というか、これは払うべきである。

そしてもう一つは、これは、我々は全員で持続可能な年金制度をつくり上げていかないといいませんが、民間の生命保険なんかよりもはるかに有利です。今回、半分税金が入るわけです。そのことで、ぜひあなたは払ってください、そして、みんな苦しい中で払っているんですよ、しかし、これは将来必ず老後に実を結びます、こういうことをおわかりいただくことが大前提だと考えております。

○内山委員 百三十万円という三号の基準があるわけでありまして、所得税法の関係で、非課税の基準というのは百三十万円以下というものがあつて、この考え方がなぜ異なるのかということをお尋ねしたいと思うんです。

○水田政府参考人 お答えいたします。健康保険法上の被扶養者の認定基準についてのお尋ねでございますけれども、これが設けられましたのは昭和五十二年でございます。その当時の水準、七十万円というふうにご設定してございます。これは、当時の所得税の控除対象配偶者となる収入の限度額と同一でございました。その後、昭和五十六年に八十万円、それから昭和五十九年に九十万円と、当時の所得税に係る収入限度額の引き上げに合わせて同水準の額を設定してきたところでございます。

しかしながら、当時はその後も全体的に所得が伸び続けていたという事情がございまして、健康保険におきましては、被扶養者の方々の保険関係の適用を維持するという考え方のもとに、昭和六十二年以降は、所得税とのリンクはさせずに、所得等の伸び率を勘案することによりまして認定基準額を設定することとしてございまして、その結果、現在は百三十万円という基準額に至っているところでございます。

○内山委員 それでは、年金財政が厳しい現状におきまして、国民年金第三号被保険者の保険料負担を求めないという考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○渡邊政府参考人 国民年金の三号被保険者の問題でございますが、御承知のとおり、被用者と自営業者等との間にさまざまな違いがある中で、それぞれ分野ごとに発展してきた年金制度の歴史

的な経緯を踏まえて、国民全員に基礎年金の保障を及ぼすためにこの三号という区分も生まれてきたものでございます。

この三号は、昭和六十一年の改正で基礎年金を創設した際に、被用者の配偶者の年金から分離独立させて、専業主婦の方の固有の年金権を確立するという政策目的も持っておりまして、自分自身の収入のない専業主婦の方の固有の年金ということについては、保険料の負担を求めずに、二号被保険者全体でその基礎年金の給付に要する費用を分担するという整理をしてスタートさせたものでございまして、その後、女性と年金をめぐるさまざまな論点が大変熱く議論される過程を経てまいりまして、平成十六年の改正におきましては、御承知のように、負担調整型というか、御負担をいただくという考え方もあるんじゃないか、いや、その場合には給付を調整した方がいいという考え方もあるんじゃないか、さまざまな議論があり、三つ、四つの案が俎上に上って、世論調査まで行われたという経緯もございまして、

そうしたプロセスも経まして、十六年の改正の出口でつくられたものが、被扶養者を有する二号被保険者が負担した保険料については、法律の上で、夫婦が保険料を共同負担したものであることを基本的認識とするという旨を明記するという点にも至っております。

他方、先ほどの百三十万の基準との関連でいえば、これも女性と年金の関係で、パート適用という観点から、そこを実質的に少し変更するというような方策も出てきて、それが法案化されているというところまで来ておるわけでございます。

○内山委員 大変御丁寧な御答弁をありがとうございます。質問の時間が限られておりますので、恐れ入ります。

それでは、その答弁にそっくりそのまま反論をさせていただきます、こう思うんです。

国民年金第一号被保険者の四割弱が被用者であるという現状があるということは前回の委員会でも指摘をさせていただいております。では、その

国民年金第一号被保険者の被用者の妻というのは、第三号ではなく、第一号被保険者で夫とともに保険料を払う立場であります。その人たちを一体どういうふうに考えたいんでしょうか。今の御答弁では論理が矛盾をしようと思っております。いかがでしょうか。

○渡邊政府参考人 先ほどの答弁のさらに延長線での御質問をいただきました。

限られておりますが、結局、それは、現在の厚生年金、共済年金という仕組みをそういう非正規の労働の方々にどこまで適用していけるかという問題に尽きるというふうに思っております。

その観点で、三号要件に該当する人の中でも、百三十万の基準に該当する人の中でも、一定の、正社員と近い労働形態にある場合には厚生年金を適用するという考え方が少しずつ定着してきておるわけでございまして、そういうものを進める中で、現実と厚生年金の適用というものの相克の中でやはりその解決を見つけていくしかないのではないかとこのように考えております。

○内山委員 第三号被保険者の配偶者の加入する被用者年金制度全体で定率負担しているというのが現状であります。

しかし、妻のいる者いない者というところにもやはり大変不公平感がございまして、バランスをとるためにも新たに夫より第三号被保険者の保険料負担を求める、そういったことを検討したりするの、かというのをちょっと聞きたいんですけれども、どうでしょうか。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。

私も今考えておりますのは、やはり、そうした専業主婦という扱いの方々であっても実際に労働市場で働いている方々に厚生年金保険を適用していく道を探るというのが基本であり、国民年金の第一号被保険者、三号被保険者の関係のまま三号の方々に費用負担を求めるということにつきましては、平成十五年の世論調査にもありますように、大変国民的な支持も少ないのではないだろうかというふうな認識は現在のところ変わっており

ません。

○内山委員 税方式にすれば解決する問題だろう、こんなふうな思っております、やはり社会保険方式のデメリットではなからうかと思えます。

同じく、せんだって、国民年金第三号被保険者のうち、男性が九万九千九百四十八人いると御答弁をいただきました。第三号被保険者の男性ということとは、奥さんが被用者年金に加入をしているということになります。妻が亡くなったときに夫と十八歳未満の子が残りましたらどのような遺族給付があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。

御承知のとおり、遺族基礎年金には夫に支給するという要件がございまして、支給はなされません。

○内山委員 なぜ子がある夫には遺族基礎年金が支給できないのか。約十万人います男性の第三号被保険者は何も救済されないということになるわけでありまして、今は男性が会社員で妻が専業主婦とは全く限りません。多様な家庭スタイルがございまして、男女を問わず、第三号被保険者であれば遺族給付を行うようにすべきと私は思います。男性は女性に比べて就労の機会や経済的に強いとは全く限らないと思います。この遺族年金の制度もやはり見直しをしなければならないのではなからうかと強く申し上げたいと思います。

それでは、社会保険の未適事業所数というのが十萬四千七百七十事業所あるということを社会保険庁から報告をいただいております、この被保険者、該当する被保険者は何人いるんだろうかというふうに聞きたいと思えます。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。委員おっしゃるとおり、平成二十年三月末時点における未適用事業所、これは十萬四千七百七十事業所ということになっております。

これら事業所にお勤めの個々の従業員の勤務の状況、これをきちんと見た上で適用対象かどうか把握するというのが手順なわけでございますけれども、

ども、大変恐縮でございますけれども、現時点においては、未適用の事業所の数を把握しているところにとどまっております、その中には踏み込んでいないところでございます。

なお、御参考までに、従業員数の規模別の内訳というのを概観申し上げます、十萬四千七百七十のうち、五人未満の事業所数というのは八萬二千三百九十九ございます。五人以上十人未満の事業所は一万四千十八、十人以上十五人未満の事業所は二千五百五十八、そして、十五人以上十九人未満の事業所は七百三十八、それから、二十人以上の事業所が八百四十七、こういうような内訳になってございます。

以上でございます。

○内山委員 ここで言う国民年金第一号被保険者の被用者に当たる人たちが今十万人は最低でもいるというふうな考えられるわけでありまして、今、三号の遺族の問題とか保険料の負担するしないの問題等にも絡んでくるわけであります。

この辺の適用を促進するためには、いろいろ各社会保険事務所で適用促進をされているんだろうと思っておりますけれども、ただ単に厳しく取り締まるような形で入りなさいと言うよりも、もう少し何かインセンティブを与えて、例えば、新規に適用した事業所は特定の期間保険料負担を軽減するとか、そういった方法も何か考えて行う必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○渡邊政府参考人 ただいま先生から、大変踏み込んだ御提案もいただきました。

確かに、現実には、未適事業所の問題というのは、社会保険、特に被用者年金あるいは健康保険において大きな年々の課題でございます。何かいい知恵はないのか、無理に適用しても滞納事業所数をふやすばかりじゃないかと、さまざまな厳しい御指摘を受けております。

どんな知恵がいいのか、私ども本当に研究してみたいと思えますが、例えば、今おっしゃられたようなことのほかにどんな考え方があるのか。そ

れぞれそれを打ち出したときに、その部分を、では年金は低くていいのかというわけにいかないとなったら、一体だれがどのように支えるのか。こういうこととセットで議論していかなきやいけない問題でございますが、私ども、やはり研究を深めていかなきやならない課題であると思っております。

○内山委員 最後には大臣にお尋ねをいたします。

今回の本題の国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の關係ですけれども、政府として、これまで消費税の引き上げが実現してこないことで安定財源が確定できなかったという結果が現にここにあるわけでありまして、前回改正では、消費税を含む抜本税制改革を前提としていました。しかし、消費税が本当に財源として充てられるのかどうかは確約されていませんし、たとえ消費税が実現したとしてもどうなるか、不安がありました。また、消費税以外の財源にひびく政府は無頓着で、公的年金控除の見直しなどではんのわずかの財源増加でお茶を濁していた。まるで、本丸は消費税にあるのだから、それまでポーズをつけておけばよいというような認識に受け取れるわけでありまして、国民感情としては、消費税に安易に走る前に、まだ無駄があるところの国民は思っていると思います。

降ってわいたような埋蔵金なども、あるところにはあるんだなという感覚もありますけれども、消費税以外の財源で今までもっと真剣に年金財源を手当てしてこなかった政府の結果責任があらうかと思えますけれども、大臣の答弁を最後に求めたいと思います。

○田村委員長 舩添大臣、時間が経過しておりますので、簡潔にお願いいたします。

○舩添国務大臣 年金制度をいかに持続的なものにするか。そういうためには、今は臨時的な措置をとっておりますけれども、やはり、消費税であればほかの税項目であれ、恒久的なものを目指さないといけないというふうに思っています。

これまで手をこまぬいてきたんではないかとい

うことでありますけれども、やはり、大きな税制改正というのはそれだけの労力も国民に対する説明も必要でありますので、納得も必要でありますので、そういう意味で足りなかったところは反省し、今後とも、さらに持続可能な年金制度を構築してまいりたいと思っております。

○内山委員 時間が来ましたので終わります。

○岡本(充)委員 次は、舩添大臣と、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、三回目になるわけですが、改めて、

国民の皆様方の関心のある年金の持続可能性という観点はもちろん、それから、これまで余り議論になっていませんけれども、厚生年金、いわゆる企業年金もしくは代行返上の問題、こういったことを少し触れてみたいと思います。

まず最初は、皆様のお手元にも配っておりますけれども、十六年改正で、国民年金保険料の納付率を向上するための主な対策ということで、幾つか対策がとられました。

十六年改正以後、十七年度が六七・一、十八年度が六六・三、十九年度が六三・九と、国民年金納付率は必ずしも上がってきていません。確かに、十六年度が六三・六だったことを考えると、六三・九でも〇・三%上がっているのではないかと、言うこともできるのかもしれないけれども、実際、これはそれぞれどういう実施状況で、どういう効果を上げてきたのか、大臣からお答えいただけますでしょうか。

○舩添国務大臣 岡本さんのこの表の一に対策というのが書いてあります。それぞれがどれだけ効果が上がったかというの、なかなか数字的に示すことが難しいと思えますけれども、要するに、おっしゃりたいことは、このそれぞれの今の施策をやったことによる効果について何ポイント上がったか、そういうことをお尋ねという理解の上で申し上げます。

まず、法整備によって、さまざまな未納者に対

する情報が市町村から得られるようになってきた。

それで、特に、上の四番目にあります強制徴収の拡大、強制徴収の対象者を三万人から六十万人に拡大する、一定以上の所得のある未納者を対象とするということで、これは、十六年度には約三万件だった最終催告状の送付件数が、十八年には三十一万件に増加いたしました。それから、差し押さえということについても、十六年度に百件程度であったものが、十八年度には一万二千件まで増加しました。そういう数字が私のところに報告が上がっております。

○岡本(充)委員 いや、それだけですと、パーセンテージとして押し上げ効果はどのくらいあったかというのが、ごくわずかです。ね。

例えば、多段階免除制度の導入。トータルとして見ると、かつての免除制度と比べて、確かに四分の一や四分の三という免除ができた。しかし、免除を受けている人の数というのはどうです。全体で見ると変わっていないんじゃないんですか。

○舩添国務大臣 済みません。免除を受けている人の数は少しふえているという程度だということです。(岡本(充)委員)ほとんど変わっていないでしよう」と呼ぶが、今、少しふえるという報告を……。

○岡本(充)委員 いや、少しといっても、トータルすると、三十七万件程度のものが、本当に一、二万件動いているかどうかぐらい、ほとんど差がないんじゃないかと聞いているんです。ちよつと正確にお答えいただけますか。

○舩添国務大臣 免除勧奨などで免除割合が、全額免除が十八年度二五・三%、十九年度が二五・八%、対前年度比で〇・六ポイントでございますから、そういう意味では〇・六ポイントしか上がっていないということでは。

○岡本(充)委員 多段階納付ですからね。これは、そういう意味では、四分の三とか四分の一とか新たに設けたけれども、結局のところ全体的にふえていないということは、周知徹底がどうだったのかということをやはり改めて検証する必要がある

あると私は思うんです。

これは、ほかの数字も全部きのういただきましたよ。見たところ、やるべきだと言っているわけじゃない、我々は十六年の法改正に反対したわけですから。当然のことながら、この下の二つについては、反対をした中に含まれている国民健康保険との連携、社会保険関係者の資格制限、例えばこの二つだけをとっても、やれと言っているわけじゃないですよ。実際に実行に移された件数は何件ですか。

○舩添国務大臣 まず、国民健康保険との連携はゼロ、それから社会保険関係者の資格制限は今年度から行うということだそうですね。

○岡本(充)委員 ゼロなんです。現時点です。それで、結局、やれと言っているわけではないですよ、くどいようですけれども、ただ、実際に、法改正をして、その効果が上がっているのかという検証をするところという実態だということを改めて大臣に御認識をいただいた上で、それぞれ法改正をする前に、やはりこれまでの法改正はどうだったかということを検証する必要があると思うんです。

そういう意味でいうと、大臣どうですか、例えば納付率の向上に八〇という話を実現可能なのか。行政目標なんだと言われるけれども、実際こういう実態だということを知らないと、本当に行政目標というのは何なのかという思いになるわけですね。

これは通告していませんから大臣の記憶のある範囲で結構ですけれども、厚生労働省が近年掲げた行政目標で達成したというものは、例えば何か御記憶にあればそれも含めてちよつと御答弁いただけますか。

○舩添国務大臣 それはいろいろあると思えます。医師不足対策において、十一年ぶりに閣議決定を変えて、今年度六百九十三人の増員を遂げました。その他、数えれば切りがないほどたくさんの方の施策を実行したと思っております。

○岡本(充)委員 大分大臣の答弁まで時間があつ

た、大分宙を眺めてみえてから挙げられたのがその六百九十人ふえたという話であって、行政目標という以上は、やはりそこに向けて本当は、それは通告していないからすららとお答えはいただかなくても結構ですよ、ただ、大臣の中では、これは達成したんだ、これはできたんだというものの胸を張って言えるものがやはりあってほしい。そういう意味でいうと、この前私と議論したように、正直、そうだったらいいなというので確かに済む話もあると思う。行政目標で、こういうあるべき世界を目指したい、そうあったらいいなというって済む話もあるけれども、こういう問題で、特に国民の皆さんが大変関心事で、大きな生活の糧として期待されているものがこうあったらいいなという話ではやはり困るし、やはりこれまでの検証をしっかりと踏まえて次の施策を練っていかないといけないんじゃないかと私は思うんです。私のこの考えについて、大臣、どう思われますか。

○舛添国務大臣 それは、おっしゃることはそのとおりなので、足りないところは反省し、さらなる施策をやっていくことでありますので、年金、介護、医療、労働、あらゆる分野について、今後ともそういう方向で努力をしたいと思っております。

○岡本(充)委員 ぜひそういうことで、次の施策も含め、やはりこれまでの施策をしっかり総括して提案をしていったきたいということを切に願うわけです。

その上で、今度は違う観点、これまで余り議論されてきませんでしたけれども、企業年金についてきょうは少し話をしたいと思います。

企業年金、昨今廃止が、直近はそうでもありませんけれども、平成十四年度以降という観点で見るとかなりふえているのではないかとこのように考えます。私が聞いたところ、平成十年以降は新規に立ち上げられた企業年金はない、こういうふうに聞いております。その点が正しいかどうかの確認も含め、なぜ企業年金の廃止が多かったのか、大臣の所見をいただきたいと思えます。

か、大臣の所見をいただきたいと思えます。

○舛添国務大臣 まず、データとか事実から申し上げますと、現在までに四百六十一基金が解散しておりますけれども、やはり今委員おっしゃったように、バブル崩壊後、平成十三年から十六年の間に最も多く解散してきて、最近では若干、例えば平成二十年度は四、平成十九年度は十一、これぐらいに減っています。一番多いときは平成十五年度で九十二、その前の十四年度が七十三、十六年度が八十一、このあたりがピークだと思います。

では、基金の立場から見ても、なぜ解散せぬといかぬか。それは、一般的に、バブル崩壊後と申し上げたように経済情勢もあるんですけれども、やはり母体である企業、たくさん知っていますけれども、今個々の名前を申し上げませんけれども、相当債務超過になってきているという母体企業の問題がある。それから、当たり前のことですけれども、やはり保険というものは加入者がいっぱいいないと支えられませんで、一定以上ふえていないと支えられない。そうすると、例えば、ことしの新規採用はこれだけ限定するよという状況が続けばふえていきませんから、そういうことが大きな原因だろうというように考えております。

○岡本(充)委員 私は、やはり企業年金のあり方にも幾つか問題があつて、要するに保険料の出し手がかなり偏っているケースが多い、つまり、企業が出している、いわゆる保険料を折半していないという中で、企業がなかなかそこまで社員の福利厚生としてお金を払うことが厳しくなってきたという状況があるんじゃないかと推測するんですけれども、それについては、大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 先ほど申し上げましたように、政府管掌の、特に中小企業なんかの保険の料率と比べてどうだという議論が必ずある。個々の基金でやることは、それは自分のところの従業員に普通の中小企業よりもはるかにいい福利厚生を与えようとしてやっている、しかし、それが可能でなくなってきたというところが基本にあるから、やはり母体の企業の苦しさというのは一番根本にあるんだらうと思っております。

○岡本(充)委員 それでは、資料の四ページ目を見たいいただきたいんですけども、基金の数の推移というところで出しました。

平成九年以降、どんどん下がってきている実態がわかる。しかし、この総合型、連合型、単独型とある中で、大企業が中心で単独で企業年金を運用している単独型は、平成九年五百六十一あったのが今七十一まで減り、連合型、これもグループ企業などを中心に企業年金をつくっていた、そういうグループでやっている連合型が、六百七十三が九十一となった。しかし、中小企業などが複数いろいろな企業が加盟してつくっている総合型というのは減少が大変少ない。トータルで見ると減ってきているという話でありますけれども、実は総合型というのはなかなか解散が進まない、難しいというふうに言われています。

厚生労働省としては、この総合型の解散が進まない理由はどこにあるかと思っております。

○舛添国務大臣 もっと新しい数字を申し上げますと、今の委員の資料からさらに、今現在で六百七十七基金残っているんですが、うち四百九十七、ちよつと数字が変わっていますが、それが総合型です。

だから、解散した方がいいかどうかというのがまずあるんですが、解散しないですっていければ、私はそれにこしたことはないんだらうというふうに思っています。委員御指摘のように、複数の企業が設立するわけですから、そうすると、それだけ積立金を含めての準備のお金が潤沢に調達できるということなので解散しないで済んでいるという側面の方がむしろ大きいんじゃないか。これは物の言いようで、なぜ進まないかという言い方をすると、積立金のプールが複数の企業でより容易なので解散しないで済んでいるという、言い方の問題もあると思いますが、そういうようにちよつと認識をしております。

○岡本(充)委員 先ほどのお話とちよつとずれてきていますよ。

やはり企業の側はなかなか厳しいという中で、一社であれば労使の話し合いの中で企業年金は解散できる。ところが、複数だと、A社、B社、C社、D社、E社、例えば五つあったとして、私はやめたいけれども私はやめたくない、そういう中で、では、ほかの人たちの会社の部分も含めて現金で解散のためのお金を用意できるかといったら、一社ではほかの会社の分まで用意できない。だから、結局、なかなか総合型というのは解散が難しいんです。中小企業だから経営も苦しいんです。しかし、解散したくてもなかなか解散できない。お金が用意できない。だから、厚生労働省は〇八年三月まで解散時の不足金を分割で払う特例措置というのを設けていたんじゃないですか。

大臣、もう一度お答えいただきたいと思えます。

○舛添国務大臣 ちよつと私は委員の質問の意味を取り違えていたのです。

まさにそれはおっしゃるとおりで、解散するときは一社だと、それはもう自分のところで決断すればいいわけですが、債務がこれだけある、では例えば五社でやっているときにその債務負担をどうするのかね。そういうことの後始末、これが非常に難しい。ですから、そういう意味で、委員がおっしゃるように容易にはいかないというところは、それはおっしゃるとおりなので、ちよつと私、質問の意味を取り違えて済みません。

○岡本(充)委員 私の配りました資料の三ページ目に、企業年金の状況、どういう道を選ぶか。一番上が解散という道ですけれども、これだけ見ていますと、グロスで見えていますので、そういう意味では、解散した基金の中身がどうなのかというのがわからないので、ちよつと先ほどの図よりはわかりづらくて恐縮ですけれども、やはり解散に進もうという企業年金もあるわけ

でありまして、そういう中で、今お話をしました総合型が進まない。それで、不足金額を一括で払えない場合には分割でもいいよという特例措置を厚生労働省は昨年の三月末まで認めていた。しかし、それを利用して解散をした社というのは余り多くはない。それでもなかなか解散するのは難しい。五基金がこの制度を利用したと私は承知をしています。

そういう意味では、なかなかこれが進まないという状況であります。この特例措置を今後また続けていくかどうかという声もあるようでありますが、厚生労働省としてはなかなかそれは認められる状況にないという答弁をされるんだろうと思います。

しかし、解散するにしても、体力がないところはどうか。そこにきちっとした補てんがなければ、給付の削減という形が起り得るということ、それとも受給者や加入者が被害を受けるといことが起り得るのか、こういったことはつきりしませんし、こういうことで最終的に被害が受給者や加入者に回ってくるということも余り私は得策ではないと思う。最終的には、代行部分に欠損が出るようなことがあれば厚生年金の本体にも傷がつくわけでありまして、こういう総合型の企業年金の実態というのをやはり一回調べられた方がいいんじゃないかと私は思うんですね。いかがですか。

○舛添国務大臣 先ほどもちよつと申し上げましたけれども、複数の会社に関連しているの、やはりすばつと意思決定をなかなかできにくいというところがあるんだろうと思います。ですから、この点は現にどうなっているかということは、それは調べてみるにやぶさかではありません。

それから、特例措置、これは三年の期限でやって、委員がおつしやつたように余り利用されていない。利用されていないのは、それがあつても、やはり債務分担保をどうするか、会社間の話し合いがうまくいかなんだらうというふうに思いますので、例えば、これを続けていってさらに効果が

出るか、そういうことも含めて検討せぬといかぬというふうに思っております。

○岡本(充)委員 分割納付が完了するまでに五年から十年ぐらい期間を要して、その間に会社が倒産をしている、そういう厚生年金基金もあるようです。解散して、その中で、加盟している企業が一部に聞いているし、そういう実態を含めると、本当に厳しいはずの総合型で実際に企業年金の解散が進まないということの問題点をきょうは指摘をしたわけですから、ぜひそこはお調べをいただきたいと思ひます。

その上で、ちよつと話の論点が変わるわけでありますけれども、今度、共済が一元化されたときに、いわゆる今で言う三階部分である職域加算分を、今はこういう形で大変厳しいと言われている企業年金に倣つてつくるといふ声も聞かえてくるわけであります。企業年金に倣つて制度をつくらうと今のところ考へている理由は、どういう理由でしょうか。

○木下政府参考人 お答えいたします。被用者年金が一元化された後の公務員の三階部分である職域部分の取り扱いについては、せんだつての御答弁でもお答えしましたとおり、平成十八年の四月二十八日の閣議決定で、公務員共済について、新たに公務員制度としての仕組みを設けることとし、この仕組みについては、人事院において諸外国の公務員年金や民間の企業年金及び退職金の実態について調査を実施し、その結果を踏まえて制度設計を行うこととされております。

なぜそういうものをつくるかということについては、現在既に、既裁定者、実際に保険料を払っている方もおられますし、やはり公務員制度として適切な人材を供給していた、だくことの必要性等、総合勘案いたしまして、こういう閣議決定とされていると理解しております。

○岡本(充)委員 いや、それは私の質問に答えていないです。これ、ファクスでお送りしているんですよ、文書で。そんなに探されては困るんです。

きちつと文書も書いて送っているんですから。そこに書いてあるとおりですよ。企業年金に倣つて制度をつくる理由いかんと書いてファクスを送っているんですから、そこはちゃんと答えてもらわなければ困ります。

どうして企業年金に倣つてつくるのか。今お話したように、企業年金は厳しい、こういう話が出ているのに、あえてこの三階部分を企業年金にする理由は何なのか、こう聞いているんです。

○木下政府参考人 なぜ企業年金に合わせるのかというところにつきましては、やはり官民均衡を図るという観点から、企業年金を参考に検討を進めているということでございます。

○岡本(充)委員 いや、今お話ししたように、人事院もきょう来ていますけれども、人事院が給与を調査するときによく調べられる五十人以上の企業ですね、比較的大企業を中心に、先ほどもお話ししたように企業年金が解散しているんです。ちなみに、きょう人事院にも来てもらつています。官民の較差を調べて今財務省は言われまして、十八年に調べられて以降、調べられていないわけでありますけれども、そういう意味では、人事院として、今後、退職一時金や企業年金等を含むいわゆる官民較差について調査を進めていただけたらどうか、ちよつとお答えいただけますか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。委員御指摘の平成十八年の調査でございますが、これは、平成十八年四月二十八日の閣議決定で、先ほど財務省の方から答弁ございましたように、共済職域部分の廃止と新たな仕組みの創設が決定されてまして、その仕組みについては、人事院において諸外国の公務員年金並びに民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果を踏まえて制度設計することが決定されたところでございまして、これを受けて、官房長官から人事院総裁に対して、こういう調査を実施し、見解を表明してほしいという要請があつたものでございます。

人事院としては、共済年金や退職手当の制度官

庁ではございませんが、公務員の勤務条件や人材確保等を所掌する立場から、この要請を踏まえまして、主要国の年金制度について調査を行うとともに、退職給付総額、これは退職一時金と企業年金でございますが、この総額の官民比較を行い、新たな公務員制度としての仕組みについての基本的事項に関する考え方を示したところでございます。

このように、平成十八年の調査は、内閣からの要請を受けて特別に実施したものでありまして、引き続き、現在、制度官庁でのデータ等をもとに制度設計の検討が行われているところでございます。新たに調査が必要であるかどうかについては、この新しい仕組みについて、今後政府内において具体的な検討が進められる中で議論される必要があると考えております。

また、この種の調査は民間企業に相当の負担をかけることになりまして、従前から政府が行つてきた退職金調査も、ほぼ五年置きに行つていたという経緯もございまして。

職域部分の廃止と新たな仕組みの設計は制度官庁において基本的に検討されるものでございますが、人事院としても、今後の議論を見きわめながら、御指摘の調査については、その準備や方法を含めた研究を進めてまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 調査の研究を進めてもらえるんですよ。

○吉田政府参考人 調査も含めて研究を進めてまいります……(岡本(充)委員 調査の研究を進めてもらえるんですか)と呼ぶ

○田村委員長 指名してから質問してください。

○吉田政府参考人 人事院としては、勤務条件制度等公務員制度全般について所掌しておりますので、そういう意味で、調査も含めて研究を進めてまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 でき次第、公表していた、だいたいわけです。

改めて共済側に聞くわけですが、そう

いった中、本当に企業年金にすることについてどうなのかという議論はやはりあると思いますよ。それから、企業年金と同様に、使用者である政府が支出する割合が高くなる、そういう三階建てを想定されているんですか。どの共済でもいいです、お一方お答えください。

○木下政府参考人 お答えいたします。

委員の御質問の御趣旨は、新たな三階部分の制度設計に当たって、現在、被用者と、それからいわば雇用者たる国が折半を行っているわけですが、それをどうするのかという御趣旨の御質問であれば、その制度設計に当たっては、一つに相互救済を目的とする共済制度の性格、二つ目として事業主としては国や地方公共団体が負担することになる、それから三番目として現在の負担のあり方等の関連などを踏まえつつ、検討していきたいということでございます。

○岡本(充)委員 それではやはり、ちよつとまだ不十分だと思いますよ。十八年の四月二十八日の閣議決定で、二十二年に三階部分は廃止すると決めているんでしょう。二十二年に廃止をすると言っておきながら、この段になつても、検討はしていない、検討はこれからするんだとか、法律も出さなきゃいけないのに、そんなあいまいな話では、今、公務員の皆さん方、ここにいらっしゃる人も、かなり公務員の人みえますよね。私の年金どうなるんだらうと思つていらっしゃる皆さん、どきどきしていますよ、それは。どうなるんだというところは思つてみえる。だから、やはり、それはもっと早く出さなきゃいけない、皆さんの議論に付さなきゃいけないのに、そんな答弁じゃ、これはどうなるのかという話になりませんよ。

したがって、もっと明確な答弁、委員長、お願いしてください。

○木下政府参考人 お答えいたします。

新三階の検討につきましては、先ほど申し上げました平成十八年の閣議決定の方針に沿つて、現在も関係各省で検討を進めているところでございます。

できるだけ早く検討しろということでございますので、できるだけ早く検討してまいりたいと思います。

○岡本(充)委員 多分そうやって、皆さん、検討しているという話になつちゃうんです。でも、今お話ししたように、では、次の選挙の大きな関心事になるかもしれない年金制度、そういう意味では、被用者年金を一元化するという話になつておきながら、肝心の三階部分はどうかというものがわからない、どうするかわからないという話では困るんですね。

これはちよつと切り口を変えて、確かに、前向きに、いわゆる新しい年金制度をつくる上で、年金の積立金は足りているのか、もしくは、払い戻すとしたら残金は足りるのかという観点です。

これは二ページ、前回の質問で出なかった、いわゆる一、二階共通財源と三階部分に残せるお金。国共済が、一、二階共通財源七・七兆円、そして〇・九兆円が残る。それから、地共済は二十兆円と二十兆円。それから、私学共済は、一、二階共通財源は一・七兆円で、残る財源が二・〇兆円。

こういう話であります、それぞれ、新しい年金をつくる上で、年金が足りるのか。払い戻すとしたら、これはなくすということば考えにくいという答弁はわかっています、その上で、しかしこれは検討するわけですから、場合によってはなくすこともあり得るわけです。その場合に、これまで払っている人、既裁定の人、それぞれに、これまで掛けた分を含めお返しができる、いわゆる企業年金でいうところの解散をする分に足りるお金が残っているのかどうか。その観点で、それぞれお答えをいただきたいと思ひます。

○木下政府参考人 お答えいたします。

被用者年金制度の一元化法案におきまして、一元化時点における共済一、二階の積立金について、どういうふうに仕分けるか定められておりまして、

それで、具体的にどのような金額になるかにつ

きましては、平成十九年に公表されました「被用者年金制度一元化による財政影響について」における粗い試算によりまして、国共済では、平成二十一年度末における積立金約八・六兆円のうち、一、二階部分とされるものが七・七兆円、残額は〇・九兆円になることが見込まれております。

それから、足りるのかという点については、また後ほど地共等からいろいろ数字のお答えがあるのかもしれませんが、ちよつと先取りでお答えになるのかもしれませんが、それに基づきますと、今ほど申し上げました、先生、資料でお配りしていただきましたように、国、地方を通じた公務員共済全体としての一、二階共通財源として仕分けられた後の残りの積立金額は約二十兆円程度でございます。一方、先ほど申し上げた平成十九年の「被用者年金制度一元化による財政影響について」の粗い試算によれば、国、地方を通じた公務員共済全体としては、三階部分の過去期間給付額の現価が約十七兆円になっているところでございます。

したがって、三階部分の過去期間給付額の現価は公務員共済全体として保有する積立金の額の範囲内におさまっていると考えられますので、新しい三階部分の制度運営は可能であると考えております。

また、先生の御質問にあった、廃止した場合にきちんと返還されるのか、という金額かという御質問でございます。

大変恐縮でございますが、政府といたしましては、先ほどから申し上げておりますように、新たな公務員年金制度を職域年金にかわり創設することとを検討しております、これを廃止することは考えておりませんので、それが具体的にどういふふうな返還されるのかという点については、なかなか数字ではお答えしづらいわけですが、全体の残る金額、過去勤務債は、先ほどのような数字になっているわけでございます。

○田村委員長 総務省松永公務員部長、簡潔にお願いします。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

被用者年金の一元化法案におきまして、一階部分と二階部分の共済の積立金につきまして、積立比率につきまして厚生年金と同じような形で仕分けるということにつきましては今お話があったところでございますが、地方公務員共済組合につきますと、具体的にそれがどのような額になるかということでございます。

現段階で一定の前提を置いて試算によるしかないわけでございますが、平成十九年に公表されました「被用者年金制度一元化による財政影響について」におきます粗い試算によれば、地共済では、平成二十一年度末時点におきます積立金、これが約四十兆円になりますが、そのうち、いわゆる一、二階部分とされるものが二十兆円、残額が二十兆円となるということが見込まれているところでございます。

それから、これで新三階部分といましようかの運営が可能かどうかということについてでございます。

国家公務員共済とそれから地方公務員共済につきましては、ともに公務員という職域に適用される年金制度であるということから、平成十六年改正におきまして財政調整が一元化されておりました、両制度間で財政調整が行われているところでございます。そういうことから、公務員につきましては、地方公務員、国家公務員、両方通じた公務員共済全体といたしましての三階部分については、過去期間の給付額の現価、これが、平成十九年九月に公表されております「被用者年金制度一元化による財政影響について」の粗い試算によれば十七兆円となっているところでございます。先ほど申し上げましたように、一、二階共通財源として、国、地方通じた公務員共済全体として仕分けられた残りの積立金が約二十兆円となっておりますので、三階部分の過去期間給付の現価というものはこの中におさまっておりますので、新しい三階部分の制度運営、これは可能であるというふうに考えているところでございます。

それから、廃止した場合についてというお尋ね

でございましたが、この点につきましては、今財務省の方から御答弁ありましたように、政府といたしましては、単純に廃止ということでございまして、公務員制度としての新しい年金制度をつくるということを考えておりますので、それにつきまして、廃止した場合はどうかということについてはちょっとお答えできないところでございます。

○河村政府参考人 私学共済に関しまして、三階部分の過去期間給付額の現価についてお答え申し上げますと、今まで引用されました粗い試算によりまして、一、二階共通財源として分けられた後の残りの積立金額は約二兆円でございます。したがって、三階部分の過去期間給付額の現価はその私学共済が保有する積立金の額の範囲内ということになりますので、新しい三階部分の制度運営は可能であると考えております。

それから、仮に廃止した場合ということについての御答弁は、これまでの財務省と総務省の御答弁と同様でございますので、失礼いたします。

○岡本元委員 不断の努力をしてこれからの年金の制度も見直していただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○田村委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社民党の保坂展人です。

きょうは、御協力いただいて、ちよつと順番を変えさせていただきます。ありがとうございます。

私は、十年ちよつと前からグリーンピアのことをずつとこの委員会、あるいは決算委員会で聞いてきました。

まずは、舛添大臣にお聞きしたいんですが、柳澤大臣から交代をされた直後、グリーンピア南紀、グリーンピアの施設をいろいろ譲渡されていたわけですが、うまくいっていないというところで、香港系のボアオという会社、これは資本金十五万円のペーパーカンパニーだと言われていまして、五十七億円という大変な開発計画を

ぶち上げたものの、何の工事も進まない、どうなっているのか、こういう議論をしていたと思いますが、このボアオという会社についてどういう印象を持っていますか。

○舛添国務大臣 私もこの件は報告を受けておりますし、たしか保坂委員ともやりとりもあつたというふうに思います。

これは、民間企業で、その中身がどうであるかはわかりませんが、いずれにしても、町と契約して、その契約が実行できないというのは問題があるな、そういうふうな思っております。

○保坂委員 大変問題があるのと同時に、二階大臣が、以前、那智勝浦町とのボアオ両者を呼んで、大臣応接室で契約をした、こういう異例の形になっているわけですね。

そして、このボアオは、那智勝浦町議会でも、おかしいじゃないか、いわゆる開発を進める、再開を目指すといつても何の工事もしない、どうも別荘開発のような工事を始めてしまった。国会の議論とも連動しまして、那智勝浦町議会で、このボアオについては契約を撤回するように、こういう決議が上がって、そしてついに平成十九年の秋にこれは撤回をされたというふう聞いています。

ようやくこれでしつかりしたのかなというふうな思いでしたが、これは年金局長に伺いますけれども、どうもその後、このボアオの方は、ちゃっかり投資した金額以上の金額を回収しちゃったらしいと。私は驚いたんですね。

資料を配っておりますが、二枚目に民事調停額の内訳というのがございます。調停案は一億七千万円でございます。これで見ますと、C、D、維持管理費、解決金、こういうものがついております。

そもそも、この那智勝浦町とボアオとの契約書を見ますと、十五条に違約金というのがありますが、契約解除が那智勝浦町の責任に帰した場合はその受取料の倍額をボアオに払いますよ、そして今度は、契約解除がボアオの責任に帰している

場合には受け取った賃料は返しませんよ、これは当然ですね。双方ともに、どちらとも言えない原因で解除をしなければならぬときには、合意の上で、那智勝浦町は今までに払った、つまり十年分の賃貸料のまだ使っていない部分は返すこともありましょう。こういう三類型が示されているんですよ。

ところが、ボアオの方は、これは一ですよ、ね、那智勝浦町が悪かったということで二億八千万円を要求し、そして、民事調停ですからその内容にけちをつけるわけにはいきませんけれども、しかし、どういふふうにはこれはごらんになりますか。

厚生労働省も、たびたび私の部屋にも来てもらって、ちゃんと、焼け太りするようなことがないように、那智勝浦町にとっては大変な迷惑がかかったわけですから、しっかりとやるようにということで、厚生労働省の担当官もしばしば現地にやって話をしているはずですよ。これはどういうことなんですか。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、経緯がございまして、那智勝浦町の方に私どもいろいろ伺っているわけですが、平成十九年十月に那智勝浦町長と民間企業の代表が会談し、契約解除で合意したけれども、その時点で契約解除に係る支払い金額について合意がまとまらなかった。こういうような経緯をる経緯を経て、結果、平成二十年二月に民間企業ボアオの方が東京簡易裁判所に、ただいま御指摘のあったように、倍額を支払うという条項が背景にあったのでございましょうか、その立場に立つて二億八千万円の民事調停の申し立てを行ったと聞いております。

しかし、合意に至らなかっただけのことがあるわけでございます。その後の調停活動の結果、平成二十年六月、第三回の調停において、町からボアオが一億七千万円支払うという調停案が裁判所から示されて、その上で那智勝浦町自身が議会の議決という手続を経て、ようやく二十年七月に調停案が双方の合意となって、同年八月に契約の

解除が成立したと聞いております。

調停そのものの内容について言えば、一億七千万円と書いてあつたというふうな聞いておりますが、その内訳に、町の方からの理解ということとで私ども聴取いたしましたところ、先生たいま御紹介のありましたような、いろいろな内訳という理解をしているということでございますが、調停案自身は是非について、さすがに私ども、きちっとした跡利用をしてもらいたいという立場でお願いをしておりますが、本件調停案自身について、国として特段のコメントを申し述べるのはなかなか困難であるというふうな考えております。

（委員長退席、三ツ林委員長代理着席）

○保坂委員 これは、グリーンピア南紀だけで二百億円投下しているんですね、舛添大臣。大変悔しいですよ。これは、本来は年金福祉施設として、経営も効率化して再生するという道もあったと思います。今かんばの宿の問題をずつとこの国会で議論したけれども。

しかし、これを本当に安い値段で、一億数千万円ですか、このボアオという企業に十年間貸しますよ、貸して、賃貸料を払ったら、十年後には自動的に所有権は移転する、そういう契約だったんですね。そういう契約で、しかも悪質なのは、私は現地に二回行きましたよ、何にもやっていないわけですね。これは欺いている。那智勝浦町は極めてひどい相手にだまされたかと、私は非常に憤慨をしました。こんなことはあつてはならないと。

現に今、年金の基金が解散をして、グリーンピアの跡地の利活用については厚生労働省が直接責任を持つという立場ですよ。

私は、調停をこうしてしまつたことは、結果で動いていますからいたし方ないとしても、これは、ボアオの方が、お金を払い込んだのを全部取り戻す、取り戻した上で、若干、二年間の賃貸料については、三千二百万円ですね、使いました。しかしながら、維持管理をしていたその二年間の、草刈りだとか何か、百万坪だから多いんで

す、そういうものを取り戻す。解決金まで、約一千万円取り戻す。

これは、大臣どうですか。私は、少し厚労省がしっかり監督すべきだったと思いますよ。

○舛添国務大臣 このグリーンピアの跡地、なるべく公共的なことということで地方自治体にお任せをしてきたわけですから、第一義的には、やはり町がしっかりと業者の選定から含めてやらぬといかぬというふうに思いますので、それは町の今後の動きを見ていきたいと思いますけれども、必要な助言、監督を行いたいと思います。

○保坂委員 私は、これはゆがんだ政治力が働き過ぎた結果、こういうボアオという企業が入ってきて、何もやらない。やらないけれども、撤退するときにも、もうけさせてやる、こういう力が働いたのではないかと非常に不愉快に思います、これを見て。

今局長に伺いますが、では、残った、宙に浮いたグリーンピアは今どんな状況でしょうか。業者が絞られてきているというふう聞いています。が、一番高い点をとっている業者はどこでしょうか。簡潔にお願いします。

○渡邊政府参考人 現在の状況でございますが、那智勝浦町及び太地町は、グリーンピア南紀の施設運営に係る新たな事業者選定ということで、施設の利活用を推進するために、昨年十一月に紀南大規模年金保養基地跡地利活用検討委員会なるものを設置し、事業者の公募を開始したというふう理解しております。

その後、本年一月末に応募が締め切られ、五つの事業者から応募があったと承知しております。そのうち三事業者から、本年三月に事業計画等のプレゼンテーションが行われた、先ほどの五事業者のうち二事業者は辞退したと承知しております。現在、先ほど申し述べました利活用検討委員会において、最終的な選定作業を行っている聞いており、また結論は出ていないと承知しております……(保坂委員「企業名を挙げて下さい、企業名」と呼ぶ)

今三者と申しましたが、那智勝浦町から聴取したところによると、一つは株式会社湊組、それから株式会社環境計画、社会福祉法人松福会というところと承知しております。

○保坂委員 地元の新聞には、グリーンピアのこの宙に浮いた、ボアオでさんざん振り回されたその跡地利用は湊組に絞られたと書いています。この湊組の前社長、現会長は、これまたあれなんです、二階大臣の和歌山新風会の会長じゃないですか。何をやっているんですか。

つまり、これだけ、グリーンピア南紀という、行ってみるとすばらしいところですよ、舛添大臣。本当はきちつとこの施設として再生させてほしいですよ。そこには那智勝浦道路という道路も将来建設の計画があり、どうもゆがんだ政治力でこの問題を複雑にして、活用ができないような状況に迷い込んでいるのではないかと。公明正大にこのグリーンピアの再生をやってもらいたい。厚労省が今監督しているわけですから、しっかりとやってください。大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 必要な指導と助言はきちんと行いたいと思っております。

(三ツ林委員長代理退席、委員長着席)

○保坂委員 グリーンピア二百億円というのは年金保険料から出ているんですね、御存じのとおり。やめるときにもローンがあったんです。これも国民の年金積立金から出したんです。舛添大臣、痛みを感じましょうよ、これ。こういうものが、国民の年金保険料を使ったものが再び利権の具になるようなことがあっては絶対だめなんです。もう一言決意を。

○舛添国務大臣 一切の利権、一切の私企業、こういうものの特定の利益のために政治家は働いてはいけな、ましていわんや行政の長はそうであるという思いでこれまでやってきましたし、今後ともやっていきたいと思っております。

○保坂委員 今大臣の決意も伺いましたので、厚労省として、このグリーンピア、傷がつきましたけれども大変いい場所です、地域の再生のために

しっかり監督をしていただきたい。大臣の決意が言葉だけににならないように要請をしまして、終わります。

○田村委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 三十分の質問時間をいただきました、ありがとうございます。

今回も配付資料をお配りしておりますので、それに沿って舛添大臣に質問させていただきたいと思っております。

前回の舛添大臣の答弁、びっくりいたしました。国民年金の納付率が八〇%、あるいは六五%なのか、そして初めて六五%の試算が出てきて、それによると、この配付資料にありますように四九・二%。平成十六年改正で強行採決をして、そしてまた参議院選挙のマニフェストに入れて国民に約束をした五〇%を切る、そういう試算なわけですね。

これに対して舛添大臣は、将来予測は神のみぞ知るだ。そういうことでは、本当に国民の皆さん方は何を信じていいのかわからない。やはり一生懸命働いて、そして老後は年金があるから悠々自適に暮らそう、その安心感を求めているという部分の一生懸命汗水垂らして働いているという部分もあると思います。にもかかわらず、保険料をせつせと納める、あるいは天引きを給料からされているにもかかわらず、どれだけ払ってもらえるのかということをお約束しておきながら、いざ、その法律から五年たつと、神のみぞ知ると。これでは、国民の皆さん、逆に納付率が下がってしまうんじゃないかというふうには非常に心配をしております。

舛添大臣、まず、舛添大臣は前回、八〇%が基本のケースだということをおっしゃいました。それで、私たちは、現状が六三・九%なんだから、やはり八〇%というのは基本的ケースにするにすれば高過ぎるんじゃないか、こういう議論をしたわけですね。

それでは、ちよつと国民年金の現状をまず見てみたいと思います。きょうの配付資料の十二ペー

ジ、十三ページを見ていただきたいと思います。具体的なファクトから話をします。平成二十一年一月末現在で、最新の明らかになっている納付率は、平成二十年四月から十二月分までで六〇・九%、その前年度六二・八%よりも一・九%も下がっているわけですね。

こういう状況の中で、改めて舛添大臣にお伺いします。八〇%が本当に基本的ケースと言えるのでしょうか。やはり実績ベースの六五%ぐらいに考えるのが現実的な数値ではないでしょうか。もつと言え、この一ページ目にもありますように、納付率が七五%でも五〇%を切るんですよね。大臣、やはり八〇%が基本的ケースだとおっしゃいますか。

○舛添国務大臣 山井さんも今ちよつと前提をおっしゃいましたので、私も若干前提を申し上げますと、将来にわたる検証というのはいろいろなデータを使って、今はこれ、納付率だけを問題になさっていますけれども、逆のケースでいうと合計特殊出生率がありますね。これが極めて低い数字を使っている。何でそんな低い数字使った、もつと高い数字使った方が現状に合うじゃないかということも言えないこともない。そうすると、そつちのプラスでポイントを稼げればこつちのマナスは相殺されるわけなんです、何度も申し上げていますように、一定の前提を置いて、こうしたらこういう結果が出ますよということを申し上げている。

それから、一昨日ですか、よく議事録を精査していただきたと思うんですが、経済予想でも何でも、シミュレーションをこうやってA、B、Cとやって、どれが当たるかはわかりませんよという言い方をしたので、片言隻句をとらえて、私が何を言おうとしていたかということを書いてもらっては困るので、したがって、前提を変えればそうなりますというのを申し上げている。

それから、逆に、これはぜひ山井先生にもお願いをしたいんですが、国民皆年金でしょう、

つまり一〇〇%が当然なんです。皆年金だから、それより低いのでよかったです。相
当努力をしてきて、私は、目指すべきゴールは、
八〇%というのはむしろ少ないぐらいで、一〇
〇%を目指して当たり前。それは納付できない人
を免除したりするのはのけなさいといけません
よ。だけれども、ちゃんと稼ぐ能力があって、み
んな苦しい中で一生懸命払っているんですよ。
だから、それは逆の質問で、大臣けしからぬ
じゃないか、あんた、何で八〇%という低い数
字を置くんた、政府は一〇〇%を目指してやるべ
きじゃないかという声が出ていいぐらいであつ
て、この議論を聞いていると、六五ですつと今か
ら三十年間、国民に努力も何も求めない、そうい
うこととおっしゃっているんじゃないのわかつ
ていますけれども、そういうこともあえて私は申
し上げておいた方が、これからのさらに建設的な
議論につながるのではないか、そういうふう
に思っております。

○山井委員 理想を語るのには政治では大切です。
でも、やはり現実を認めて、実態がどうかとい
うことも大事なんです。なぜならば、一番困るのは、
理想論ばかり語られて、直前になつてうまくいき
ませんでした、保険料をアップします、年金の支
給年齢を引き上げます、こう直前に言われるのが
国民が一番困るんですよ。それをなくすために百
年安心ということをおっしゃったんじゃないん
ですか。

実際、きょうの資料の十七ページに平成十七年
の調査も出ていますが、国民年金を払っている完
納者、完全に払っている人は四七・三%というふ
うに非常に低くなっています。

舛添大臣、今、どちらになるかわからないとい
うことですが、では基本的ケースじゃないんです
か、この八〇%というのは、八〇%になるか、七
五%になるか、六〇%になるか、六五%になるか
わからない。そういうことを言い出したら、この
表を見てもらったらわかりますように、所得代替
率が五〇%を超えるか超えないかはわからないと

いうことになってしまいますよ。そういう答弁で
いいんですか。

○舛添国務大臣 だから、十六年の年金改正、賛
成であれ反対であれ、そのときに決まったことを
きちんとしておっしゃる必要がある。これは、
なぜあの改正をしたか、今委員がおつ
しやつたように四六・七%の目標があるわけだ
ね。もう細かい数字は言いませんよ。

余りに保険料率が高くなると、それは国民は大
変でしょう。それから給付がぐつと減らされて
も、これも大変でしょう。今、プールしている積
立金があるんですからこれを活用しましょう、そ
して、まさに今議論していただいている、三分の
一という国庫負担を二分の一に上げる、これに
よつて大きな財政的な措置をしよう、その総合
的な政策をやつていく。これをしかし五年ごとに見
直す。見直しの方法がどうだという御批判は、そ
れはよくわかります。その上で必要ならば見直
していく。だから、いかにして五年ごとに持続可能
なことをやるかという、やりつ放しじゃなくて、
検証しながらやつていくというメカニズムをそこ
に入れたわけですよ。

ですから、私は皆さんの議論を聞いていて、
それは皆さん方がそういうことをおっしゃるの
はよくわかる。そうすると、これはぜひ、今後の財
政検証のあり方というの、五年ごとにやること
が法律で決められていますから、それについては
もう少し国民が納得いくような形でやるかどう
か、これは検討したいと私は思います。

例えば、人口の推計にしても合計特殊出生率に
しても経済成長率にしても、三つぐらいのパター
ンを出していますね、上位、中位、下位。A、B、
Cでもいい。例えばそういう三つぐらいの数字を
出すのもどうかと思つています。ただ、では何
が上位で、何が中位で、何が下位かというその数
字の決め方をどうするか。そして、恐らく納付率
は相当みんな頑張つて、国民にも納得してやつ
ていけば、今の紙にあるように、私はやはり免除
した人は除いて、免除した人は払わないでいいわ

けですから、その上での数字を出した方が正しい
と思います。まあ、その議論はおくとしても、
いずれにしても、そういうことについてきちん
と、検証の仕方はありますけれども、検討したい
なというふうに思つていますので、これは検討を
始めます。しかし、A、B、Cの推計を置いたつ
て、何の数字を置くか。恐らくは国民のこの年金
の納付率よりも、例えば経済成長率、こういうも
の方がひよつとしたらもっと大きく変動する
かもしれません。

だから、そういうことはわかりませんよとい
うのを、それは神のみぞ知るといふ表現を使つた
ら、皆さんに気に入られてよく引用されているん
ですが、私はそういう意味で、正直ですから素直
にそういうことを申し上げているわけで、それ
は、大天変地異が起こるか、百年に一回の未曾
有の危機が起これば経済成長率なんて変わります
から、しかし、検証することにはむしろ意義があ
つて、検証方法について、それは再検討すること
はやぶさかでない、そういうことであります。

○山井委員 いろいろと答弁ではぐらかしてお
られますが、八〇%が基本的なケースということ
は、国民の感覚からいくと、どう考えてもそれが
前提の数字というのは信用ができません。

例えば、この十三ページにありますが、一月末
現在で六〇・九%、そして舛添大臣のおっしゃ
つておる前提だったら、その後三月で八〇%には
ね上がるということなんですか。はね上がるのは
どう考えても無理じゃないですか、この資料を見
ていただいて。そういう八〇%という前提で今回
の試算が成り立っているわけですよ。

そして、私はこの表を眺めて感じるんです、舛
添大臣。実は、八〇%が基本的なケースになつて
いる理由というのは、八〇%が目算だからじゃな
いんです。私、なぞが解けたんです。これを見て
もらつたらわかりますように、単純に、八〇%で
なければ五〇%を超えないんですよ。五〇%を超
えさせるといふ結論がまずありきなんです。国
民が不安に思つているのは、実態に基づいた試算

をしているんじゃないくて、厚生労働省は結論あり
きということをやっているから国民は信用できな
いということになるんじゃないでしょうか。

舛添大臣、そこでお伺いします。本間に百年間、
五〇%の所得代替率は保障できるんですか。

○舛添国務大臣 その前に、それならあえて私は
申し上げるので、何で合計特殊出生率は小さい数
字を使つたんだ、これは五一になりますよ、実態
に即した数字を使えば。

だからまあ、それだからというの、それはあ
なたの想像力のたくましさのたまものであつて、
そこから先の話は、我々は五年ごとに努力をし
て、サステナブル、持続可能であるためにどう
すればいいかという話をしていくわけです。それ
で、やはり保険料率もそんなに上がつちゃだめ
だ、それから、現役のときの取りの半分ぐらい
がないと生活に困るだろうということを言ってい
るわけですから、それを目指して努力はしてい
くわけですよ。

そして、それがかなわない条件が出てきたとい
うことになれば、そのために我々がいくわけだ
から、ここで政策を変え、新しい法律をつくり、
変えていけばいいので、この十六年の法改正を金
科玉条のように守ることが目的ではなくて、我々
は、国民生活を守り、国民の年金というものに對
してしっかりと保障していく、こういうことのた
めにあるわけですから、そのために検証してい
る。

だから、検証してだめだったら変えようとい
うことですから、あなたと私の基本的な方向性は何
にも変わらないじゃないですか。

○山井委員 今の舛添大臣の答弁は、私は聞き捨
ててならない。十六年の改正を守ることが目的じゃ
なくて、守つてもらわないと困るんです、こ
れは。なぜならば、小泉改革の参議院選挙のマニ
フェストにも、五〇%以上を確保すると選挙で約
束しているじゃないですか。また、厚生労働省の
資料でも五〇%以上を確保すると。これは国民と
の約束なんです。だから、大臣から守ることが

目的じゃなくてと言われたら、国民は何を信じてらいいんですか。

だから、舛添大臣、逃げないで答えていただきたいんです。百年間、所得代替率五〇％を約束されましたが、その約束はこれからも守られるんですか。答えてください。

○舛添国務大臣 だから、あなたのその、私のしゃべったことをのみ込んで吐き出すときの吐き出し方にちよつと問題がありますよ。

私は法律を守るためではなくて、法律の文言を守るんですか、国民を守るのか、どっちですか。法律が悪かったら、国権の最高機関の国会で変えていいものにしていうのが何で悪いんですか。だれも反対しないじゃないですか。それを、驚きましたね大臣、あなたはこうだと言つて、それで、私が真摯に答えているところは報道で流れないんだもの。あなたのところだけばつと流れて、何か極悪非道の人間みたいに思われるけれども、そうじゃなくて、私は中身について、金科玉条の法律じゃなくて、そして百年安心だということ、それはほかの方がいろいろ申し上げているのはもう議事録で、ここで議論はあつていますよ。だけれども、あなたの方が政権をとつたつて、新しくつくる年金法というのは百年ぐらい安心するよな長期的なものでなきゃだめでしょう。したがつて、そういうために努力をする。

そして、守れますかという問いじゃないんですよ、私に対する問いは。守るように努力をしますか、努力をします。

○山井委員 舛添大臣、今、極悪非道とかおっしゃいましたが、なぜそういうことになるかという、保険料を払つてくたさい、払つたら百年間、所得代替率五〇％を維持しますというのが約束なわけですよ。その約束に対して神のみぞ知るとかおっしゃるから、国民からすると話が違ふじゃないかということになるんです。(舛添国務大臣「約束に対してじゃないよ。ちよつと答えさせてください」と呼ぶ)ちよつと待つてくたさい。舛添大臣、ですから私の質問に答えていただきたいんです。

す。今後百年間、所得代替率五〇％は守られるんですか。この質問に答えてください。

○舛添国務大臣 全力を挙げて守る。

そして、またあなたはうそを言いましたね。私は、シミュレーションの結果がわかりません、A、B、C案を出したときに、どれが結果になるかわかりませんというのを神のみぞ知るといふ言い方をしたのを、全然違ふように誤解して流したじゃないですか。

○山井委員 いや、誤解してじゃなくて、シミュレーションの前提が変わつたら所得代替率が変わるじゃないですか。そのことは国民の皆さんはわかつているわけですよ。

では舛添大臣、守るよう努力することですが、この法改正においては、もし五年ごとの財政再計算で五〇％を切るということがわかつたときには所要の措置を講ずるということになっていきますね。そうすると、ここにフリップを出しますが、大きな選択肢は二つなんです。要は、代替率を維持するために年金の保険料を上げるのか、そして支給開始年齢を遅くするのか。これは、大臣、その際にはどつちを検討されるんですか。

○舛添国務大臣 もう一つ大事なポイントをお忘れではございませんか。国庫負担率をどうするんですか。今三分の一を二分の一に上げたのは、まさに、余りに保険料を上げないために税の方に二分の一のシフトをしているわけですから。何度も私が申し上げているように、介護保険にしても医療保険にしても、さまざまな社会保障の保険制度で成り立っているものは、ファイティー・ファイティー、五〇、五〇で税と保険の比率があります。

だから、私も問題提起しているじゃないですか、一気に税のみに行けないというようになつたら、五、五じゃなくて、四、六にするとか三、七にするとかいろいろ方法があるわけですから、そういうことを総合的に考えればいいわけですから、もちろんその二つの案もありますけれども、国庫負担の比率をどうするかというの

も、国庫負担の比率をどうするかというの

も、国庫負担の比率をどうするかというの

も、国庫負担の比率をどうするかというの

も、国庫負担の比率をどうするかというの

も、国庫負担の比率をどうするかというの

も、国庫負担の比率をどうするかというの

も、国庫負担の比率をどうするかというの

も、国庫負担の比率をどうするかというの

も、国庫負担の比率をどうするかというの

決策の一つとしてはあるということを客観的に申し上げておきたいと思ひます。

○山井委員 舛添大臣、なぜ私がそれを入れなかつたかという、国庫負担の引き上げということは、自動的にこれは消費税のアップにつながるんですよ。そういうことを言い出すと、結局、所得代替率を維持するためにはまた消費税アップを言い出すのか、そういうことにこれはなにかねませんよ。

ということ、これを維持するために、消費税アップということも視野に入れておられるんですよ。

○舛添国務大臣 私は、何度も言っているように、何も負担がなくて給付はあり得ません。私は、これは山井さんも理想だと思つていと思う。例えば北欧なんか、あなた、二五％の消費税ですから。

だから、一気にそこまでいなくても、これだけお払いいただいて、これだけの給付がありますということとはきちんと議論して、当然、それは消費税ということも念頭に置かないといけない。ならば、全部税方式でおやりになるといふ方は、消費税を上げるということとを全く考えていないのか、もう不思議でしょうがない。

○山井委員 だから舛添大臣、五年前に議論したのは、直前になつて保険料を上げるとか支給開始年齢を上げるとか消費税を上げると言われたら、老後の安心が保てない。だからもう保険料も上限を固定する、それで五〇％を保障するということを約束されたわけですよ。

それに対して、先ほども言いましたように、今、八〇％じゃなくて、六五％でも七〇％でも七五％でもこれは五〇％を下回るといふことがわかつてきたわけですよ。こうなると、これは公約違反なんですよ。

大臣、ここで一つ提案があるんですが、五〇％を超えるということとを逆算した希望的な数値ではなくて、ぜひ実態から計算を直していただきたいんです。過去十年、二十年の計算式を二十四

ページに載せましたので、これを見てくたさい。過去十年、二十年の実績がどうなつているかといひますと、今回の前提は、物価上昇率が一、一、賃金上昇率が今後二・五％、運用利回りが四・一、一、運用利回りが一・五％、消費者物価上昇率がマイナスイ・二、賃金上昇率がマイナスイ・七、運用利回りが一・五％。そして、最近ばかりでデフレだったから余り参考にならないんじゃないかという声もありとすれば、過去二十年平均の、それぞれ〇・七％、〇・六％、二・九％。

これが基本ケースかどうかはわかりません。でも、やはりこういう、今の現状に即した数字も参考までに出していただきたいんです。私は、これが絶対だとはもちろん言いません。この数値も出していただいて、国民みんなが、それこそ国会議員も含めて議論すればいいと思うんです。

この二つの試算データも出していただきたいと思ひますが、舛添大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 若干の時間は必要だと思ひますが、けれども、私が申し上げたのは、合計特殊出生率、その他CPIも含めて、すべて三つぐらい前提を内閣府は出している。それで、基本ケースと称して一つのやり方をやつてきたわけですが、本来ならば、若干手間暇がかつても、この三つを出しておくという方がはるかに選択肢としてはあり得るというふうに思つていますから、まあ時間はかかりますけれども、これは資料のページ目にあつて、八〇％の納付率ではないときの同種の数字を出しましたから、そういう作業ができればやりたいと思ひます。

それから、先ほど、五〇％を下回つたときはさまざまな措置をとるといふ中で国庫負担の話にも行きましたけれども、もう一つ、マクロ経済スライドの調整期間を調整するというのも一つはあり得る。それもちよつとつけ加えておきます。

○山井委員 このデータを出していただけるということですが、先日お願いした賃金上昇率のものは二、三週間で出るといふ話をいただいておりま

は二、三週間で出るといふ話をいただいておりま

は二、三週間で出るといふ話をいただいておりま

は二、三週間で出るといふ話をいただいておりま

は二、三週間で出るといふ話をいただいておりま

は二、三週間で出るといふ話をいただいておりま

す、その再計算は。これも大体二、三週間で出していたということではないですか。

○舛添国務大臣 ちよつとこれは実際に計算する事務方とまだ相談していませんので、その上でお答えしたいと思います。

○山井委員 これは参議院の審議もありますので、できるだけ早急に出していただきたいと思いますが、大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 C P Iとか賃金上昇率のデータ、どういう形で計算するのか、内閣府と相談しながら、これはできるだけ早急に目指したいとは思っています。

○山井委員 ぜひお願いしたい。

本来、この法案審議の前にこういうデータは出すべきなんです。希望的観測と現実と両方出して、どうなるでしょうかと審議するのが国会じゃないですか。にもかかわらず、自分たちに都合の悪いデータは出さない。実際、昨年五月の社会保障国民会議のときには、きょうも配付資料の中に入っています。ちゃんと八〇%の場合、六五%の場合、両方出しているじゃないですか。九〇%も出しているじゃないですか。今回、それがわざと入っていないんです。

おまけに、私、今回探してみてもびっくりしたのは、きょうの資料の二十七ページから入っています。この八〇%というのがどこにも入っていないですね。舛添大臣、「等」に入っているということをお聞きされました。でも、その「等」に入っていることがわからないんです。

それを調べようと思ったら、二十七ページの、厚生労働省のホームページの中から財政検証バックデータというのをクリックして、国民年金というのをクリックして、その次の二十九ページ、基礎の資料というのをまたクリックして、そしてまた三十ページ、その上の財政検証というのをクリックして、そしてまたこの中の、御丁寧に、その他の基礎率というのが右下にあるんですよ、一番端っこ。これを探し出したらやつと最後に、七回クリックして八〇%というのにたどり着けるんですよ。

ですよ。

これ、舛添大臣、八〇%だということをよっぽど隠したかったんですね。全く書かないわけにもいかないから、とにかく探し続けたら見つからないではないけれども、こんな大切なデータ、つまり、これが八〇%から七五%に五%下がっただけで五〇%を切ってしまうという一番みそのデータ、これは、舛添大臣、隠べいされたんじゃないですか。

○舛添国務大臣 国権の最高機関の国会の議論ですから、やはり言葉は正確に使っていただきたいと思ひます。

希望と現実ということをおっしゃったけれども、政策目標を掲げる、今の現実が六五%で納付率が低ければ、八〇%ですら低いじゃないか、九〇%を目指す、一〇〇%を目指すという大臣がいてもいいので、八〇%とまっているというのは、逆に私は恥ずかしいと思うんです。

ですから、三十年後の話をしているんですよ、そういうことを掲げて努力をするということをもつと言ふべきであつて、全部今の現実のままだったら、あなた、何のために政治家がいるかわからないですよ。世の中をよくして改善していくために、我々みんな力を合わせて努力しているわけですから、ぜひ、ターミノロジー、言葉遣いについて御配慮をいただき、私はあなたに隠べい大臣と言われても別に怒りはしませんけれども。

しかし、要するに、バックデータがどこにもないんじゃないくて、ホームページを見れば書いてありますから、それはクリックして出てくるので、それをあなた、私が隠べいしているのだからクリック回数を七回にしたとか、それはちよつと、そこまでおっしゃらなくてもいいのではないかなと思ひますが、公開して議論する、そしてできるだけ情報は簡単にアクセスすることが必要ですから、それは、そういう方向で今後とも努力はしたいと思ひます。

○山井委員 大臣、私も、性格が悪くて言っているんじゃないんです。常識で考えたら、普通、こ

の本体の資料の中に八〇%と書きますよ、一番大切なパーセンテージなんです。それが常識ですよ、基本ですよ。そんな等の中に入っているなんか言わないんですよ。

ですから、舛添大臣、改めてお聞きしますが、二十年度も一月までで六〇・九%ですが、三月月で本当に八〇%までふやせるというふうに、大臣個人でも結構ですが、この三月月で八〇%まで上げるのは実現可能だと本心で思っているんですか。いかがですか。

○舛添国務大臣 シミュレーションは三十年後の長い月日を前提に置いてやっているということをまずお忘れにならないでいただきたいというふうに思ひます。

したがって、先ほど言ったように、では合計特殊出生率、一・一まで下がると本当にあなたは思っておられますか。いや、上がりますよ。妊婦健診も五回を十四回に拡充した。今回は、女性特有のがんについての検診も無料にする。こういう私が頑張っているさまざまな施策が功を奏していけば、合計特殊出生率はまた上がるだろう、さらに上がるだろうということをお待ちしておりますので、今後とも、情報公開そして真摯な議論をやるということをお約束いたします。私は、山井議員の性格は大変いいと思っております。

○山井委員 いや、舛添大臣、本当にこれは深刻な問題なんです。消えた年金の問題もそうですけれども、老後の安心というのは、年金が崩れるとだめなんです。ですから、これは一つの約束ですから、政府の約束であり自民党、公明党の約束、五〇%を守ることが、たつた五年でもう崩れているということは深刻な問題なんですよ。

ですから、麻生総理も「国民に安心を与えるのが政治の責任だ。抜本改革しか、国民の信頼を取り戻す術はない」と書いておきながら、麻生総理は総理になったら、何でその抜本改革を引き上げると、こういう三分の一から二分の一に引き上げるという小手先のことしかやらないのか、何でこれ

をやらないのかわからないわけですよ。うなずいている場合じゃないと思うんですよ。

だから、十五兆円の経済対策をやることも大事ですよ。でも、それよりも根本的に、一番国民が不安に思っていることの一つ、年金の安心をどうするのか、そのことをしっかりと議論しないと、これでは本当の景気対策、内需拡大もできないと思ひます。これからはきちり議論したいと思ひます。

ありがとうございます。

○田村委員長 次に、長妻昭君。

ぜひ、舛添大臣、まじめに御答弁をいただきます。

まず、一ページの社保庁の職員の親族絡みの不正納付案件から。全国調査をした結果が出たようでございますけれども、まず一ページの資料を説明いたします。

○舛添国務大臣 長妻さんの出されたこの一ページですが、国民年金保険料の徴収が消滅時効期間経過後においてなされたケースについてですが、これは、時効後に国民年金保険料を納付した事例で、約四万四千件に係る処理記録について把握したところでございます。

そして、二番目の黒ボツですが、「上記件数について、正当であることが明らかでない」、これは後ほど議論があるかもしれないですけども、債務中断や督促状がなかったケースですけれども、それをさらに絞り込みますと四万四千件のうち一割を下回る、一割が四千件ですから、それを下回るところまで今絞り込みをやっている、そういうこととあります。

○長妻委員 この調査の締め切りが平成十九年三月二日だったんですね、調査の締め切りが。それで、私が何度申し上げてもずっと出てこず、やつと、この法案を通したいという思いがあるというところで、これはしょうがないから出すというようなことで出てきたんですけれども、二年間ずっと隠され続けたわけでございます。

今のお話ですと、つまり、これまで一定の期間調査したところ、さかのぼりが二年より前のものというのは国民年金は納付できない、ところが、コネがある人は納付できちゃう、こういう事例があったわけでごさいますけれども、それを調べたらば、二年間以上さかのぼったのが四万四千件発見できた。全部を調べたら、二年をさかのぼる納付ができる案件というのは、時効が中断したときは当然ですが、時効中断の要素というのは二つありまして、一つは、督促状を郵送した場合は本人に着いたときから時効が中断する。これは別に二年を超えてもいいわけでありまして。もう一つは、本人が債務承認をする、その場合も時効が中断する。その①、②の適正な案件がある。それで、①、②の適正な案件を除くと四千件ほど残ったということですね。

約四千件、つまり、①、②に該当しない、つまり不正の納付の疑いが濃いつつ、私は不正の納付ではないかと思うんですけれども、そうすると、この四千件というのが不正の納付の疑いが高いということですので、ごさいますか。

○舩添国務大臣 私、一割を下回るといふのはどれくらいまでいっているかということで、先ほどからちょっと作業をさせておりまして、今数字が届きましたので申し上げますけれども、きょう段階で、もっと絞れるかもしれません、今届いたデータだと二千三百件まで絞ったということなので、その数字が今届きましたので、お伝えをしておきたいと思ひます。

それで、委員がおっしゃったように、督促状の発行をしていけば、それから自分で債務を認めれば時効中断しますから、そうすると、これをさらにどこまで絞り込めるか。この前の、職員を知り合いか妻であるとか、そういうのを不正にやるという、これは決してあつちやいけないケースですけれども、絞り込んで、そういうものであるケースはありますね、中断しない場合には、だから、正當な処理でない、今二千三百まで絞り込みましたけれども、どこまで絞り込めるか。

今どんな鋭意やっていますけれども、それは、今おっしゃったように、不正である可能性はあると思ひます。

○長妻委員 やつと、二年かけて、サポータージュしてと私はあえて申し上げますけれども、とうとう法案審議ということで出てきたということでごさいます。

これは、そうすると、無年金の問題もここである議論いたしましたけれども、コネがある人はいいですが、無年金になった場合でも、なりそうな場合でも、幾らでもさかのぼってそのときに全部払う、こういうことで無年金にならない。コネがない人は、無年金で涙をのむ。こういうことが、疑いですが、二千三百件あるということでごさいます。

では、二千三百件というのは本当に金が払われているのか。納付の記録にはなっているけれども、現金、当然金を払わないと納付にならないんですが、その現金は払われているのかというのを、きょう総務部長が来られていると思ひますので、これはもちろん調べたんでしょね、二千三百件全部。

○薄井政府参考人 具体的に、その四万四千件からのフォローというのは、そちらの方で調べているところでごさいます。ただ、具体的な、領収済みの状況がどうか、そこら辺をどうしているかというのを御説明申し上げたいと思ひますけれども……(長妻委員「二千三百件です」と呼ぶ)二千三百件という形では、これから四万四千件絞り込みをしていく中で、どういうふうな材料があるかということ、それはさせていたいただくことになるのかと思ひますが……(長妻委員「まだしていないわけですね。では、いいです」と呼ぶ)

○長妻委員 そうしたら、二千三百件の現金の裏づけがある納付かどうか。一般論じゃないですよ、二千三百件に限定して聞きますけれども、その現金の納付の裏づけがあるかどうかというものは、全部一件ずつ調べたということよろしいんですね。

○薄井政府参考人 まず、先ほどちょっと御説明をいたそうと思ひましたけれども、社会保険事務所の窓口で国民年金の保険料を領収します際には、これは昨年五月からでございますけれども……(長妻委員「いや、昨年五月の話じゃないんです。これは昔のことだから」と呼ぶ)領収した金額と納付書に記載された金額を複数の職員において確認をして……

○田村委員長 長妻君、手を挙げてから言ってください。

○薄井政府参考人 納付者に対して領収した金額を記載した領収書をお渡しする、こういうことでごさいます。現在ではそういう形での間違いというのは基本的に発生しないものと考えております。

それで、こういうふうな取り扱いを導入した以降、あるいはその以前におきて、そういうような間違いが全くなかったというふうには言い切れない部分があるかと思ひますけれども、仮に事務処理誤りが生じたとしても、窓口で保険料を領収した後、日本銀行に払い込み手続をするわけでごさいますけれども、その前後の二段階で確認する仕組みというのを導入いたしておりますので、基本的にはそういうふうな誤りが起きないようには補正の努力をしておりますというふうに御理解をいただきたいと思います。

○長妻委員 これは全くごまかしの答弁ですね。去年の話じゃないんですよ。この二千三百件の、親族とかコネがある人が不正をして納めた可能性があると、可能性ですけれども、舩添大臣も言われているわけですよ。今、部長も、全く間違いがないとは言えないというふうな言われているわけ、なぜ、この二千三百件、一件一件、本当に現金の裏づけがある納付なのかというのを調べないんですか。なぜ調べないんですか。

○薄井政府参考人 お答え申し上げます。システム上に納付の記録があるということを確認した上で、先ほどの作業をさせていただきます。それで、今絞ってまいりました二千三百件につ

きましては、どれだけの証拠書類が残っているかというところはごさいますけれども、必要な調べは行つてまいりたいと思ひます。

○長妻委員 そうすると、現金の裏づけのないものも出てくる可能性がある。絶対これは調べていただきたいと思うんですが、そうすると、二千三百件は、案件としては例えばどんな案件ですか。どんな状況でこれが発生したということですか、例えば。

○薄井政府参考人 具体的には、先ほど申し上げましたように、四万四千件から絞つてまいりましたところでごさいますので、二千三百件の具体的な態様というところの分析はまだこれからというふうに御理解をいただきたいと思います。

○長妻委員 また二年後ぐらいじゃないでしょうか、これ。いつ結果を出していただけるんですか。

○薄井政府参考人 具体的に、それぞれの、一件一件関係した人がいるとそれとそれに当たっていく、そういうふうな作業をやつていかなければいけません。決して引き延ばすつもりはございませんけれども、一定の時間は要するというふうに考えているところでごさいます。

○長妻委員 そして、もう一つ、部長の案件なんですけれども、結局、社保庁の元職員の奥様がコネでさかのぼつて納めた。こういう強い抗議をすると、コネがある人はできる、一般の方は無年金で涙をのむ、こういうことがあつて、そして、平成十八年の六月十六日のこの場所で、ほぼ三年前に私が指摘して、こういう職員等々はちよつと処分したらどうですかと言いましたら、村瀬長官は「当然、処分は出るというふうにお約束します。」というふうな言われて、三年間調査を続けて、まだ処分が出ていないということなんです。これは漏れ聞こえてくると、全員退職するのを待つ、こういう不正な処理を。内部からそういうふうな声も聞こえてくるわけでごさいます。これは退職した人というのはいらっしゃるか、関係した人です。

○薄井政府参考人 御指摘の事案につきまして、

関係したと考えられる職員でございますけれども、この事件が発覚いたしました時点以前に退職した職員はございますけれども、それ以外の者につきましては、現時点で退職した者はいない、こういうことでございます。

○長妻委員 そうすると、この三年間調査をして、何人の職員にヒアリングして、いつ結果が出るのでございますか、調査の結果が。

○薄井政府参考人 具体的には、ヒアリングの対象というのは、事実をつまびらかにするために行うものでございますので、その対象者がすべて処分の対象者になる、こういうことではございませんけれども、私も私としては、そういったヒアリング結果、それから先ほど来申し上げております他の事案の調査の状況というのを見ながら、引き続き検討を行っておりまして、ただ、いずれにいたしましても、できるだけ早く結論を出してまいりたいと考えているところでございます。

○長妻委員 調査対象者は何人なんですか。

○薄井政府参考人 全体で、これは奈良の事務局、大阪の事務局、それぞれ関係する者がござい

ますが、十名弱ということでございます。

○長妻委員 二十五年ルールという厳しいルールを持つている先進国は日本しかない。しかし、コネがあるとそれがクリアできてしまう、後から何十年もさかのぼって過去の穴を埋めれば。しかも、それが全部現金がきちっと払われているかという裏づけもとっておられないというようなことで、何かコネがある人は非常に有利だな、こういうイメージがあるんですね。調査も、職員の処分に結びつくものは非常に遅い。これは三年かかっています。これは、この法案を審議している過程の中でぜひ出していただきたいというふうに思います。

そして、山井議員から先ほど質問がございました納付率の八〇％の件でございますけれども、今の議論というのは、所得代替率の議論がずっとなされました、五〇・一パー。この是非が議論になったんですが、いろいろな数字に影響が出てく

るんですね。最終的には所得代替率なんです。

先ほども大臣が答弁されたマクロ経済スライド、これも大変収支が悪化をしております、前回、平成十六年度の財政検証では、マクロ経済スライドは、厚生年金の二階建て部分と基礎年金部分、両方、二〇二三年まで抑制をかける、こういうことだったんですね。ところが、今回の財政検証では、二〇三八年までかけると、基礎部分を、二階建て部分は逆に改善して、二〇一九年までに

なっている。これは国民年金が大変なんです。それで、我々は、最低保障年金にきちっとする、二分の一に引き上げただけじゃ全く追いつかない、こういうふうに申し上げているんですけれども、十年以上マクロ経済スライドが延びたわけですね、二〇三八年まで。そして、本来の受給額よりも基礎年金部分、国民年金が二七％も減る、こういう数字が出てまいったわけであります。

これはすごい数字なんですけれども、そうすると、納付率が八〇パーじゃなくて、こういう絵そらごとの数字じゃなくて、例えば六五パーになったときに、マクロ経済スライドの二〇三八年というの、さらにスライドがかかって受給が抑制される年限が延びるということになるのでござい

ますか。どの程度延びるんですか。

○舛添国務大臣 ですから、絵そらごとだとかいうそういう表現ではなくて、一定の水準を置けば一定のシミュレーション結果が出るということになります。申し上げた上で、さまざまな要因がありますから、一つだけピックアップしてというのはどうかと思いますが、八〇で計算してこれは二〇三八なんです、仮に六五でさつと今計算してみますと、今は私の計算ですから正確なのはできませんが、まあ一、二年、ですから二〇三九から四〇まで終了期間が延びる、そんな感じだというふうに思います。そんなに大きく間違っていないと思います。

○長妻委員 そうすると、八〇パーで計算しても本来の受給額より二七％減らされるんですが、この二七パー減らされるというの、これもどの程

度ふるんですか。

○舛添国務大臣 ちょっと今すぐは、計算をしていないのでどういうふうになるか、一、二年ということですから、それに伴った計算、後ほど、できればお伝えしたいと思います。

○長妻委員 そして、計算していただくと、国民年金だけで生活されておられる方の平均受給額が一カ月四万八千五百七十円ということで、これは、前回も質問しましたけれども、生活保護の住宅扶助が満額出たときの三分の一なんです。生活保護の方が手取り年金でいえば三倍大きいということ、さらにそれが、二分の一の国庫負担を入れたとしても今の数字です。今の私が申し上げた数字は、二分の一の国庫負担を入れた後の数字でござい

ますから、これで本当にもつのかと。

バラ色の絵そらごとの計算と私が言ったら反論がありましたので、ではちょっと大臣に聞きますけれども、これは本当に重要なことですので、お互い政治家同士、良心に従ってお話をいただきたいと思うんですが、大臣という立場を離れていただいても結構ですので、今年度、納付率八〇パーという、直近の数字が先ほどありました六〇・九です、これが本当に、今年度終わつた来年の三月末に八〇パーになるというふうには、べき論ではなくて、実際にそういうふうになるというふうには大臣は本当にお考えになっているんですか、個人的にも。

○舛添国務大臣 いやそれは、あした雨が降りますか、雪が降りますか、晴れますかというのと違って、私の立場は、そうなるように全力を挙げるといふことしかありません。そのために一生懸命厚生労働大臣をやっているんですから、全力を挙げてやるということに尽きます。

○長妻委員 いや、だから、物には程度というのがあって、物には限度というのがあって、あるんですよ。私も、納付率、まあ六五とか、まあ七〇というのも行き過ぎでしょうけれども、それは、内部の体制を見ても、あるいは内部の職員、きのうも社保庁の職員の方に事前に説明に来ていた

たとき聞いたら、八〇パー達成できるなんというふうに予想している人、だれもいませんでした。ゼロ。大臣、こういう程度を超えた目標がいろいろなところに波及して、最終的に五〇・一、こういう幻想を振りまいているというふうには私は言わざるを得ないんです。

だから、大臣、政治家として、それは立場はありましようが、実際に本当にそれができると思っているんですか、その八〇パー。良心に従って予想して、本当に八〇パーになると信じておられるんですか。

○舛添国務大臣 長妻さんの議論で決定的に欠落しているのは国民ですよ。つまり、国民がきちんと支払うべきものを支払ってくれば一〇〇％になるわけですから。そして、非常に生活に困窮していれば免除制度があるわけですから。私は何度もうように、免除の人まで分母に置けません。免除の人たち等は払わないでいいんです。払わないといけない人が払うということに対して、それは全く国民という視点がないじゃないですか。

つまり、国民にも少しは、私は呼びかけています。普通の生命保険会社よりもはるかに有利です。すなわち、あなたの老後のことですから頑張りなさい。全政治家がそう国民に呼びかけて、国民は、憲法上は納税の義務はあるけれども、こういう保険料とかいうのも払う義務があるんですよ。だから、国民の皆さんがしっかりと一念発起して払ったらあしたにだって実現する話であって、我々は、説得をし、国民にきちんと説明をし、困った方は免除する制度があるんですよ。

ですから、私は何度も申し上げますけれども……（長妻委員）本当に信じているんですか。と。呼ぶぞ。というふうには、信じていますか。信じていません。か。ということではなくて、私は、国民に対して説得の努力を続け、国民にきちんとこの義務を果たしていただきたい。それ以上の答弁はできません。○長妻委員 これは舛添大臣に同じことを申し上げ

げたいんです。決定的に欠落しているのは国民の視点です。

未納率というのは何だと思ってるんですか、未納率というのは。単に払わない率、そうじゃないですよ。年金制度が信頼されていない比率なんです。これだけ信頼されていない。あしたから国民が一念発起して払ったら達成できるなんて言って、そんなに自動的に一念発起するには、皆さんが努力足りないんですよ。百年安心だと言ってバラ色の数字で五〇・一を出してきた上に、消えた年金問題の解決も非常に後ろ向き、サンプル調査、無年金も検討するとは言われましたけれども、それは一カ月以内にやるのか何にもわからない、何件やるのかもわからない。これは何で信頼を回復しようとしなの。国民年金だけで生活できるというふうには大臣は思っておられないと思いますよ、国民年金だけで。しかもそこから天引きをされていて、そしてさらに、皆さんが納付率をかさ上げしたことで、また国民の皆さん、がっかりしますよ。皆さんの公約と違う数字が出てくるわけですから。

こういう納付率、バラ色な数字を出して、そして、前回も御答弁されましたけれども、それを達成できない場合はだれも責任をとらないということですよ、大臣。こういう無責任体質はもうやめていただきたいと思うんですが、せめて責任をとるということを今明言をすることによって、少しでも納付率が上がるように知恵を絞るんですよ、組織というのは。せめて、達成できないというよりは責任をとる、こういう体制をつくるということぐらい御答弁いただきたいと思うんです。

それで、もう一つの懸案の事項といたしましては、国民年金の強制加入というのが、平成三年の四月からは大学生も二十を過ぎたら強制加入になった。そのときの強制加入後の、お金を振り込んで納付をしたのに、その記録がかなり抜けている。つまり、今年齢でいえば三十八歳より若い人、三十八歳前後の方々がかなり一律に抜けているん

ではないかという御指摘が外部からあったんですが、この方々に集中的に調査をして呼びかけるということもぜひしていただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

○舛添国務大臣 たくさん質問がありましたから順次お答えしますけれども、年金記録問題が国民の政府や年金制度そのものに対する不信感を強めた、それは全く同感です。ですから、一生懸命今努力をして解決している。ただ、いかにせん、何十年にもわたった不祥事の山ですから、それをこつこつこつこつやっている。それは、ねんきん特別便だつて一億六百万に送り、今、定期便その他さまざまやっていますので、それはそれなりの成果が私は出ていると思います。その成果についてどう評価するかはそれは御自由ですけれども、そういう努力をしっかりとっていることをまず申し上げます。

そして、年金記録問題が、確かに、それは私の努力もあなたから見れば足りないのかもしれない、成果もまだいっていないかもしれない。しかしながら、そのことと、将来の自分の設計ということできちんと保険料を払うということはまた別の問題なんです、我々是我々で努力をしていくということをお願いしたいと思います。

それから、平成三年から二十以上の学生が国民年金に強制加入になったはずだということなんです、これをちよつと調べましたら、長妻委員、市町村が社会保険事務所に報告して、社会保険庁が管理するというところで、ポイントが、平成三年当時はオンラインシステムが導入してありましたので、調べさせましたら、今御指摘のように大量にこの記録の欠落や誤りの発生があるということはないという報告を受けております。

○長妻委員 大量にないという報告を受けているということですが、現に何人の方がこれは被害を受けておられるので、ぜひきちつと呼びかけていただきたい。

そして、もう一つは、先ほど内山議員も質問がありましたけれども、三号特例というものでござ

います、これは申請を出さないとそうならないということですが、非常に複雑なものでございます。現在、本人の申請で会社が代行していたかどうかという点で、多少漏れは少なくなつたんですが、それ以前、つまり平成十四年の三月までに会社をやめた人は、それ以前の記録は抜けている可能性がかなりあるので、それは注意を呼びかけるということも徹底をしていただきたいというのが一点。

もう一つ、今、盲点になるだろうというのは、例えば、奥様が厚生年金に入っていた、共働きで奥様が厚生年金で働いていた、御主人は、自営業をやっていた、お店をやっていた、ところが、今経済が大変厳しいので、自営業の御主人のお給料が年収百三十万未満になつた、少なくなつちゃつた。その場合は、三号の申請をすれば、保険料を払わないでも国民年金の被保険者、受給に反映される被保険者になるということ、これは多くの方が御存じないし、皆様方もお知らせがほとんどないというふうに思うのでございます。

集中して今の二点を対応していただくということはいかがでしょうかでございますか。

○舛添国務大臣 それはおっしゃるとおりで、内山さんとも随分議論をしましたが、三号の扱い方、さっきの件は奥様が厚生年金で働いているわけですから、その掛金をみなす、だから受給期間に反映するんですが、空期間の問題と三号被保険者の問題は極めて複雑で、本日に国会議員でもどれだけ理解している人がいるかというのは、非常に少ないと思います。

ですから、これは徹底して、社保庁の窓口、それからパンフレットをつくるのと、それから、四月から送付していますねんきん定期便、その中なかにも掲載して御案内して、遺漏がないように努めたいと思いますので、これはおっしゃるとおり、全力を挙げてやりたいと思います。

○長妻委員 そしてもう一つ懸案は、障害年金の件ですけれども、今、自治体でのパンフレットとかそういう案内の件を調査いただいていると思う

んです。

これは、私が申し上げたのは、前回申し上げ、舛添大臣も調査ということをお約束いただいたんですけれども、具体的な話なんです。前回と同じですけれども、視覚障害に限って言うと、一定の視覚障害の方は、ほぼ同じ基準で言うと、手帳を持っているのが二十万五千円おられる。ところが、障害年金もほぼ同じ要件でもらえるはずなのに、障害年金を受けている方は十・三万人しかない。あとの十万人は忘れていられるのかどうしているのかという具体的な調査。

これはほかでもいろいろあると思うんですが、視覚障害は手帳の交付と障害年金とほぼ基準が同じなんです。ほかはばらばらなんですけれども、これについて、差の十万人の方は本当にどういうことなんでしょうか、私も障害者の方、障害団体にいろいろ聞いてみましたら、やはり知らない方が今でもかなり多いということ、ぜひ具体的に視覚障害に限定した調査というのも、いかがでございませうか。

○舛添国務大臣 先般申し上げましたように、窓口で実態がどうなっているか調査してみようという指示は既に与えました。

ただ、問題は、その二十三万と十万人の差ですから十三万ぐらいになりますね、この方々を個別にどういう形で調査するか。十三万人の方々、目が不自由でございますし、文書の形でお送りしてアンケートというのなかなかないかなので、個別の調査が必要だと思ひます。

視覚障害の方々のさまざまな団体があつて、私も大変親しくしておりますので、例えばそういう団体の皆さんの手をかりて、それは点字であつたりとか必要なこともありますが、具体的に個々のケースについて積み上げ方式をどうするかはちよつと検討をさせていただきたいんですが、今言つたような課題も多いので、少し時間がかかるということをお容赦願ひたいと思います。

○長妻委員 そして、この六ページの資料をいただきましたけれども、年金時効特例法で過去最高

支給額というのは、五年より前はいただいていたんですが、これによって、これまで消えた年金で最も金を取り戻した人の最高額が判明したと思うんですが、六ページの資料をちよつと説明いたしますか。

○田村委員長 時間が経過しておりますので、簡潔にお願いいたします。

○舛添国務大臣 わかりました。

長妻さんの六ページの資料にありますように、年金時効特例法に基づいて昨年十二月末までに支給決定を行った方のうち、最も多くの金額、つまり二千八百二十三万円をお支払いした方の五年以内の額を含めた総額は三千四百九十二万円でありまして、その方は九十六歳の男性の方だということであります。

○長妻委員 これで質問を終わりますけれども、いずれにしても、無年金の寝たきりの女性の方もおられました。つまり、後からもうというのも、こういう措置も必要ですけれども、やはり初めに支払うというのが重要でございます。今回の法案は、特に国民年金をどうするのか、本当に暮らせる年金ではない、暮らせる年金にするにはどうしたらいいのかということで、一元化に踏み切っていただけないし、最低保障機能も粗上上げていただけないということであります。

いずれにしても、私が本当にこの質疑を通じて感じるのは、制度は、麻生総理も総理になる前にいろいろな提言を出しているんです。政治家もいっぱい出しています。結局は年金局様にだめだと言われるとしょぼんとなる、こういう与党のパターンがあるわけであります。

年金局長というのはすごい権限を持っています。私は年金局帝国だといって以前お話ししたことがあるんですけども、厚労省全体でいっても四千六百人が天下っている、七百二十四法人です。平成十八年度一年間に税金などが七千六百三十七億円も流れている。こういう天下りの帝国が年金の金で、その頂点にいるのが年金局長で、今の制度を崩したくないんですよ。

ですから、そこにメスを入れるということが本当に今の与党にできないのであれば、ぜひ我々にやらせていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○田村委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

初めに、局長に、通告しておりますが、基本ですので確認させていただきたいと思いますが、国民年金法の第一条には、「国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」とあります。

今回、附則に最低保障の機能強化の検討という一項が盛り込まれましたが、もともと、この検討という附則はなくても、国庫負担をきちんと担保することで、保険料を払えない人も免除によつて一定の年金は受け取れるという皆年金の考え方があり、そのための二分の一の負担であるということとでよろしいですよ。

○渡邊政府参考人 ただいま先生おっしゃいましたように、国民年金の制度創設の目的ということがその第一条に明記されております。そのとおりでございます。

それから、国民年金は、発足当初から税の投入によつてその皆年金の基礎を保とうということとでさまざまな工夫が講ぜられているという点も、そのとおりでございます。

おっしゃられたような大きな使命を持った制度であるというふうな理解をしております。

○高橋委員 ありがとうございます。

十五年前に国会が決めた国民への約束が今年度でようやく決まったというの、余りにも遅過ぎたと言わなければなりません。同時に、このことがもつと早くできていれば、次のステップ、いわゆる先ほど来議論されている最低保障年金制度のあり方云々ということにも踏み込んできたのでは

なかったかということをおえて指摘させていただきました。

さて、きょうは財務省に来ていた、聞いております。ちよつと直球の質問ばかりをさせていたいただきますけれども。

資料の二ですけれども、二十一年度予算案は、財政投融資特別会計の金利変動準備金から四兆二千億円が一般会計へ繰り入れられ、そのうち二兆三千億円が基礎年金分、今回の法案の分だということとあります。残りは六兆五千億円です。

ちなみに、二十年度、これは二次補正が四兆八千億円ありましたが、そのうち四兆二千億円を財投から繰り入れました。ところが、ここに来て、二十一年度一次補正予算案が十五兆四千億円の規模だということとあります。

昨年十二月六日の共同通信、政府が基礎年金の国庫負担の二分の一を四月からやると決めたという記事と一緒に、景気悪化を受けて「年金の国庫負担上げに使う財源を景気対策に回すべきだ」といった意見も浮上」とあります。

与党の中でもすつたもんだの上でようやく決めたやききに、また十五兆円。いよいよ来年度が危うくなるのかという気がいたします。経済危機対策十五兆四千億円のうち、どのくらい財投からの繰り入れを予定しているのか。積立金が底をつくおそれもありますが、来年度も年金への繰り入れは確実に担保されるのですか。

○真砂政府参考人 今般の経済危機対策の財源でございますが、その一部に先生御指摘の財投特会の金利変動準備金を充てるということにいたしておりますけれども、まだ具体的に幾ら充てるかという金額につきましては現在検討中というところでございます。

いずれにいたしましても、先生御指摘のように、平成二十二年度におきましても、基礎年金の二分の一を国庫が負担するための財源といたしまして財投特会の金利変動準備金を活用することが予定されているという点には、私どもも留意していく必要があるというふうな考えております。

○高橋委員 留意していくということは、ちよつと今不安になりましたよ。確実ではないということでしょうか。

○真砂政府参考人 財政運営に関する法律におきまして、平成二十一年度及び平成二十二年度におきまして、基礎年金の国庫負担の追加に伴い、これらの年度において見込まれる歳出の増に充てるための財源を財政投融資から一般会計に繰り入れるという規定になっておりますので、この規定に沿って私も予算編成をしていきたい、このように思っております。

○高橋委員 はい、確認をいたしました。

しかし、いずれにしても、かなり深刻な状況であるということは言えるのではないかと思います。今回の十五兆円は、経済危機対策といえますけれども、やはり消費税増税という後世に大きなツケ回しをすることにほかならないと私は思っています。規模をもつと現実的なものに、そして中身を一時的な消費刺激策ではなく恒久的な効果があるものに絞り込むべきだと考えます。これは意見として述べさせていただきます。

さて、来年度は確保したとして、二十三年度以降については、所得税法附則百四条の規定に従って行われる税制の抜本改正により「所要の安定した財源の確保が図られる年度を定める」とあるのみで、確実に確定するとは書いておりません。そして、三年後は多分増税だとだれしもが思っているところであります。

とはいえ、二十三年度それが決まっていなければ「臨時の法制上及び財政上の措置を講ずる」と書き込まざるを得ませんでした。いわば見切り発車とも言えるし、あるいは何が何でも消費税増税と言われていようでもあり、いずれにしても賛成できません。

財務省は、仮に後者、臨時の措置をとらざるを得なかった場合、その分を厚労省の予算の枠内で持てとは言わずに、政府全体の予算の見直しの中で当然確保するべきと思いますが、その点、確認してよろしいでしょうか。

○真砂政府参考人 私ども、景気の回復に全力を尽くしまして、経済状況を好転させることを前提に、遅滞なく税制の抜本改革を行うことが基本であるというふうな考えであります。

先生御指摘のような、仮に予期せざる経済変動に対応するために平成二十三年以降も臨時の財源を手当てするというような場合におきましては、その可能性が明らかになった時点で具体的な財源について検討していきたい、このように考えております。

○高橋委員 具体的に答弁されませんでしたでしたが、厚労省にだけツケを回すということはないとお答えいただけますか。

○真砂政府参考人 繰り返しになってまことに恐縮でございますけれども、その時点で具体的な財源については検討してまいりたいということしか、この段階では私としては申し上げられないところでございます。

○高橋委員 最初に述べましたように、国民年金法の本来の目的というのは、これは厚労省だけがひとり負うべきものではないだろう、やはり国全体で負うべきものではないだろう、そういうことを考えたときに、財政が足りなくなったら、厚労省の予算をまたどこか削って、要するに福祉、何か削ってやるということとはあつてはならないというのを重ねて指摘をしたいし、大臣にもそれは頑張っていたきたい。

資料の一に戻ります。

十六年度から段階的に引き上げ、二分の一を目指してまいりました。しかし、そもそも百年安心の年金のためだといって、定率減税の廃止や年金課税の強化をやってきた。それが本来使われていたらもっと早くこれは実現できたのではないかと、このことは重ねて指摘をしてきたところであります。

定率減税は〇六年度に完全に廃止され、年金課税の見直しと合わせ、国分の収入は二兆八千億円だと聞いております。そのうち、基礎年金の国庫負担引き上げのために回ったのは幾らになるで

しょうか。

○渡邊政府参考人 平成十七年度及び平成十八年度税制改正における定率減税の縮減、廃止による増収分のうち、基礎年金国庫負担にどのように充当されたのかということでございます。

それぞれの年度の予算というもので示しておりますけれども、それを合計いたしますと、十七年度から十九年度の各年度において基礎年金国庫負担の引き上げに充当された金額を単純合計した数字で申し上げますと、約三千三百億円、三千三百二十四億円というふうに承知しております。

○高橋委員 本当に、これでは完全に国民だましだ。わずか三千三百二十四億円しか入っていないというのをあえて言わなければならぬと思います。

ここに、〇七年十一月二十三日の日経新聞を持っております。「基礎年金の国庫負担上げ」と見出しがあり、「定率減税廃止分を充当」という記事でございます。基礎年金の国庫負担二分の一の法案について、与党年金制度改革協議会で所得税の定率減税の廃止分全額を充当する方針を盛り込んだ、そして早期成立を目指したい、このように書いてあります。このままでは多分公約違反になるという公明党さんの強い要請があつたということだと思ひます。

金額とは、一兆四千億円。これは、先ほどお話しした二兆八千億円のうち、地方交付税に回った分を引き、かつ三千三百二十四億円を引くと、大体一兆四千億円ぐらいの残りになるのかなという計算になります。

〇七年の十一月ですので、残念ながらこの法案は出されておられません。なぜ実現しなかったのでしょうか。

○渡邊政府参考人 ただいま先生御指摘になりましたのは、平成十九年十一月二十二日の与党の閣僚議員の協議会の意見の取りまとめの一部を御引用いただいたと思います。

二十年度の政府予算編成に当たりまして、こうしたさまざまな、政府内だけでは、与党内で

の御議論というものも積み上げてまして、最終的に、与党とされまして二十年度における基礎年金の国庫負担の割合に関する取り決めが行われ、それを踏まえつつ、政府としても二十年度予算編成を行ったものでございます。

その結果は、その後の法案の扱いは、曲折ございましたけれども、そのときの二十年度予算の編成における政府・与党の決定というのは、現行の国庫負担割合にさらに千三百五十六億円相当の千分の八を加えるというものでございましたので、所要の法案を用意し提出させていただきましてけれども、結果として廃案になった、そういう経緯の一コマであると承知しております。

○高橋委員 大臣にも伺いたいと思います。

先ほどの負担割合の段階的引き上げの道筋は、二十年度はないわけでありまして、今あつたように、審議未了で廃案になったわけですけれども、その法案は、今私が紹介したように、定率減税の廃止分を入れる法案ではなかった。財源は特になつたわけでありまして。

ですから、本来であれば、こういう立場で厚労省は臨んできたかと思ひますけれども、なぜでなかったのか。もう一度、大臣の立場で、経済状況において、与党の皆さん方がこれが適切であろうという方向でやったことの結果だと思ひますので、議院内閣制においては、与党と連携をとりながら、さらにいい政策を続けていきたいと思つております。

○高橋委員 国民は何度も裏切られておられると思ひます。

そもそも消費税が、ことしで二十年目ですけれども、福祉のためとつて導入されました。私自身も忘れられないのは、八九年から消費税が導入されました。当時、反対署名を持って歩くと、高齢者の皆さんは、署名はできません、お国から年金をいただいているから、そういうふうに言つて断る方が少なくなつたんですね。そういう気持ちにさせておきながら、結局、その後の二十年間

は増税と負担増ばかりではなかったでしょうか。百年安心の年金のためとつて増税をしました。今度は、百年に一度の不況のためにまた増税だということでしょうか。結局、国民は今も昔も、お国のために我慢ばかりさせられてきたと言えないでしょうか。

財源がない、財源がないと言ふ前に、あるところから取ればいいと思ひます。国際競争力強化のために総額人件費抑制という大命題のもと、正社員から派遣にして人件費を浮かし、派遣切り、正社員切り、言いかえれば、大企業に減税や規制緩和でまもうけをさせ、一方で税金を払える勤労者を減らしてきた政策の誤りではありませんか。消費税増税を言う前に大企業に応分の負担を求めていく、そのことをきちんと大臣がやるべきではありませんか。

○舛添国務大臣 中期プログラムでは、社会保障財源として消費税、そしてこれを目的税的に使うということが明記をされております。

どの税金がいいか、さまざまな税金、それは議論は尽くせないところでありましてけれども、広く薄く皆さんに負担していただく社会保障を支える、そういう意味では消費税のいい点はたくさんあると思ひます。

そして、最後になりますが、社会保障は財政にとつて負担であるからという発想を捨てて、社会保障、医療であれ介護であれ、そういうものに必要投資をすることは、日本を明るくし、活力をもたらし、安心を国民にもたらせる、そういう意味での希望への投資である、そういう発想に切りかえて、厚生労働行政をさらに前に進めていきたいと思つております。

○高橋委員 そのためには、やはり国民にきちんと説明をし、信頼される制度をつくらなければならぬと思ひます。

日本の社会保障費に対する企業負担は二五・九%、スウェーデンは四一%、イギリスは三二・四%というように、諸外国に比べて日本は決して高くありません。負担だけを言う前に、まずやる

べきことをやるということを重ねて指摘して、終
わりたいたいと思います。

○田村委員長 以上で本案に対する質疑は終局い
たしました。

○田村委員長 この際、本案に対し、上川陽子君
外一名から、自由民主党及び公明党の二派共同提
案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。上川
陽子君。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を
改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○上川委員 ただいま議題となりました国民年金
法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法
律案に対する修正案につきまして、自由民主党及
び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げ
ます。

修正の要旨は、原案において平成二十一年四月
一日となつてゐる施行期日を公布の日に改めるこ
とであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。
以上です。

○田村委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わ
りました。

○田村委員長 これより原案及び修正案を一括し
て討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許し
ます。楠木道義君。

○楠木委員 民主党の楠木道義でございます。
ただいま議題となつております、政府提出、国
民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正案
に反対の立場から討論を行います。

以下、その理由を申し上げます。
本法案は、平成十六年年金法改正に基づいて提

出され、国庫負担二分の一引き上げについて、所
要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革
を行った上で、平成二十一年度までの間のいづれ
かの年度に実施するところあります。

しかし、税制の抜本的改革は何ら実現せず、
困つた政府・与党は、みずから存在しないと言つ
ていた埋蔵金に依存したのであります。これで
百年安心とは、余りにも国民をばかにしていま
す。

さらに、このたびの委員会審議において、極め
て重大な事実が明らかになりました。

政府は、本年二月に、将来の給付水準を所得代
替率五〇・一％とする財政検証結果を公表してお
りますが、この試算は納付率八〇％を前提にして
います。しかし、我々が実績に近い納付率六五％
とした場合の所得代替率を再計算するよう要求し
たところ、四九・三％という、五〇％を下回る数
字が明らかになったのです。これは非常に重大で
す。

平成十六年改正で政府・与党は所得代替率五
〇％を百年安心といつて国民に約束したので、今
回、無理やり五〇％維持ありきの試算を公表した
のです。都合の悪い数字は出さずに問題をやり過
ごそうとする政府・与党の姿勢は、まじめに年金
保険料を納め続けている国民への背信行為と言わ
ざるを得ません。

さらに、委員会審議で舛添大臣は、保険料納付
率以外にもさまざまな指標があるとの答弁をされ
ましたが、労働力推計や物価上昇率、賃金上昇率、
年金の運用利回り等、とても現実的とは考えられ
ない希望的数値のオンパレードであることが明ら
かになりました。これは、国民の皆様、希望と
か願望ではない、実現可能な現実的な数値を再度
設定し、所得代替率について再計算すべきです。

以上、本法案への政府・与党の無責任きわまり
ない姿勢を見るにつけ、これを本委員会において
否決し、真に必要な年金制度の抜本改革を行うべ
きです。そのことを強く主張いたしましたして、私
らの討論を終わります。（拍手）

○田村委員長 次に、高橋千鶴子君。
○高橋委員 私は、日本共産党を代表して、国民
年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正す
る法律案に反対の討論を行います。

低過ぎる給付、高過ぎる保険料、増大している
非正規労働者の未加入など深刻な制度の空洞化、
年金制度が抱える問題の解決には国庫負担の引き
上げが不可欠です。しかし、基礎年金の国庫負担
を二分の一に引き上げることを国会が十五年前に
決議し、ようやく二〇〇四年度年金制度改定で引
き上げが法律に明記されたにもかかわらず、今日
まで先送りされてきたことに重大な問題がありま
す。

この間、国庫負担割合の引き上げに必要な安定
した財源を確保するとして政府・与党が行つてき
たことは、定率減税の廃止、老年者控除の廃止、
公的年金等控除縮減による庶民増税でした。これ
ら国民への負担の押しつけによって得られた増収
分を国庫負担割合引き上げに充てていれば、二分
の一の国庫負担は既に実現していたはずですが、と
ころが、実際に充てられたのは増税分の二割弱に
すぎません。

本法案は、二分の一の国庫負担を実現するた
め、今年度と来年度については財政投融资特別会
計から一般会計への特例的な繰入金を活用し、そ
の後については消費税増税を含む税制改正によつ
て財源にすることを明確にしました。消費税は、
言うまでもなく所得の低い人ほど負担が重い逆進
的な税制であり、社会保障の財源として最もふさ
わしくないものです。その上、年金財源のためだ
といつて消費税増税では、年金者は丸々負担増に
なつてしまします。事前に国民の審判を経ること
なく増税のルールを敷く法律を通すことは、民主
主義の原則を踏みにじるものであり、断じて許す
ことはできません。

我が党は、消費税に頼ることなく、無駄遣いや
軍事費などの浪費を削減し、大企業や高額所得者
に応分の負担を求めるなどで財源を確保するべき
と考えます。百年安心どころか、五年目の財政検

証で既に年金制度の設計が破綻していることも明
らかなりました。今こそ、最低保障年金制度の
創設など、だれもが安心して老後を迎えることが
できる年金制度を確立すべきことを強く訴えて、
討論とします。（拍手）

○田村委員長 次に、阿部知子君。
○阿部（知）委員 社会民主党の阿部知子です。

私は、社会民主党・市民連合を代表して、国民
年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正す
る法律案について、反対の立場から討論をいたし
ます。

反対の理由の第一は、基礎年金国庫負担を二分
の一へ引き上げる財源が、二〇〇九年、一〇年度
の二年は財政投融资特別会計、いわゆる埋蔵金か
らの特例的な繰り入れであり、その先は逆進性の
高い消費税の引き上げが暗に前提となつてゐるか
らです。

第二の理由は、本法案には、現行の年金制度を
直視し、その問題点や弱点を見直す方策が全く示
されていないからです。今回の基礎年金国庫負担
引き上げには二・三兆円という巨額の税財源が必
要ですが、現行制度のひずみを残したまま巨額の
税金を投入し続けることになりかねません。

政府・与党は、二〇〇九年財政検証の結果から、
二〇〇四年の年金改革の際に掲げた、標準世帯の
所得代替率五〇％を年金で確保するという公約は
守られてゐるとしています。しかし、足元の経済
状況が深刻な事態にあるにもかかわらず、検証に
用いられてゐる前提条件は、出生率を除いて、名
目賃金上昇率、名目運用利回り、実質経済成長率
など、すべて高目、好転することになつており、
到底現実に見合つておりません。

国民年金保険料の納付率については、現状の六
〇％台が八〇％まで上がると見込んでいます。舛
添厚生労働大臣の答弁によれば、この数字は行政
目的であるということですが、いわば厚労省の努
力目標値で、年金財政の推計が可能なものでしょ
うか。今回の長期見通しは、所得代替率五〇％達成
という結論を導くために、前提条件となる数値を

逆算したと見られても仕方ありません。極めて恣意的で、第三者機関のチェックが全くないことなど、大きな問題をはらんでいます。

第三の理由は、財政検証によって、年金受給を減らすマクロ経済スライドの適用が二〇二五年から二〇三八年まで引き延ばされ、さらに、納付率八〇％がなければ、これもまた延長されることです。マクロ経済スライドの長期化によって年金は減少し続け、基礎年金の最低保障機能はさらに劣化します。

自営業者や厚生年金に入らなかった非正規労働者など国民年金の加入者は、基礎年金のみを受給することになり、もともと低い年金額がさらに目減りし、加えて消費税のアップが追い打ちをかけるプログラムを断じて認めるわけにはまいりません。

最後に、年金制度は抜本的に改革する以外ないと考えますが、そのためにも、正確なデータに基づいて、現行制度の問題点や弱点を著実に改めていく不断の努力が強く求められています。このことを申し添えて、私の反対討論といたします。(拍手)

○田村委員長 以上で討論は終局いたしました。

○田村委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、上川陽子君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立多数。よって、本案は修正議決

決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田村委員長 この際、お諮りいたします。

長勢甚遠君外九名提出、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び長妻昭君外六名提出、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案につきまして、それぞれ提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田村委員長 厚生労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般各会派間において御協議をいただき、今般、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

その起草趣旨及び内容について、委員長から御説明申し上げます。

現下の厳しい経済社会情勢の中、社会保険の保険料等の期限内の納付が困難になっている事例が

多くあると考えられ、このような場合、年一四・六％の割合で課せられる延滞金は、事業主等にとつて大変重い負担となっております。

本案は、こうした事業主等の経済的負担の軽減に資するため、国税徴収の例を参考にし、社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納付期限から一定期間軽減する措置を講じようとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

現行では年一四・六％の割合で徴収している社会保険の保険料等に係る延滞金のうち、広く事業主が負担・納付義務を負っている厚生年金保険料、健康保険料、児童手当拠出金等に係る延滞金については納付期限の翌日から三月を経過する日までの間、労働保険料等に係る延滞金については納付期限の翌日から二月を経過する日までの間、それぞれ年七・三％に軽減することとしております。

ただし、当分の間、日本銀行が定める基準割引率に年四％を加算した割合が年七・三％に満たない場合は、その割合とすることとしております。

なお、この法律は、一部を除き、平成二十二年一月一日から施行することとし、延滞金の軽減措置は、施行日以後に納付期限の到来する保険料等に係る延滞金に適用することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田村委員長 この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。舩添厚生労働大臣。

○舩添厚生労働大臣 衆議院厚生労働委員長提出の社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につき

ましては、政府としては異議はありません。

○田村委員長 お諮りいたします。

お手元に配付いたしております草案を社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

○田村委員長 次に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般各会派間において御協議をいただき、今般、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

その起草趣旨及び内容について、委員長から御説明申し上げます。

年金記録問題については、政府においてさまざまな対応策が実施されておりますが、問題発覚後二年余りを経過した現在においても、いまだ解決に至っておらず、一刻も早くすべての方の年金記録を正しいものとするのが求められております。

また、年金記録が訂正され、訂正後の正しい年金額が支給された場合であっても、本来の支給日から大幅におくられて支給された方に対しては、特段の措置は講じられておりません。

本案は、こうした年金記録問題の重大性及びこの問題に緊急に対処する必要性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなされた上で年金給付等を受ける権利に係る裁定が行われた場合において、大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるよ

うにするための特別加算金を支給しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、社会保険庁長官は、厚生年金保険及び国民年金の受給権者等について、年金記録の訂正がなされた場合において、年金時効特例法に基づいて支払われる年金給付等の全額を基礎として、本来の支払い日から実際の支払い日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した特別加算金を支給するものとする。

第二に、国は、適正な年金記録に基づく年金給付の支給に係る業務が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該業務に従事する人材の確保その他必要な体制の整備を図るものとする。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田村委員長 この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。舩添厚生労働大臣。

○舩添国務大臣 衆議院厚生労働委員長提出の厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案につきまして、政府としては特に異議はありません。

○田村委員長 お諮りいたします。

お手元に配付いたしております草案を厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、ただいま委員会提出と決しました両法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。附則第一条中「平成二十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 委員会起草案

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

（厚生年金保険法の一部改正）

第一条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「保険料完納」を「保険料完納」に、「日数によつて」を「期間の日数に応じて」に改め、同条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項中「年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）」とあるのは、「年十四・六パーセント」とする。

同項中「第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三」とあるのは「第三十六条において準用する第四十条の二」とを加える。

同項中「第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三」とあるのは「第三十六条において準用する第四十条の二」とを加える。

同項中「第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三」とあるのは「第三十六条において準用する第四十条の二」とを加える。

同項中「第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三」とあるのは「第三十六条において準用する第四十条の二」とを加える。

同項中「第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三」とあるのは「第三十六条において準用する第四十条の二」とを加える。

同項中「第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三」とあるのは「第三十六条において準用する第四十条の二」とを加える。

同項中「第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三」とあるのは「第三十六条において準用する第四十条の二」とを加える。

同項中「第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三」とあるのは「第三十六条において準用する第四十条の二」とを加える。

同項中「第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三」とあるのは「第三十六条において準用する第四十条の二」とを加える。

同項中「第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三」とあるのは「第三十六条において準用する第四十条の二」とを加える。

同項中「第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三」とあるのは「第三十六条において準用する第四十条の二」とを加える。

同項中「第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三」とあるのは「第三十六条において準用する第四十条の二」とを加える。

第三百三十四条の二第二項中「第八十八条の下に」及び第九十七条第一項を加える。

第九十九条の二の五 第九十七条第一項（第三百三十四条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第九十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附則第九條の二の四の次に次の一条を加える。

（延滞金の割合の特例）

第九條の二の五 第九十七條第一項（第三百三十四條の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第九十七條第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附則第九條の三第四項中「前条」を「第九條の二の四」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条の九第四項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「日数によつて」を「期間の日数に応じて」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条

第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四百四十四条の十三第三項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「日数によって」を「期間の日数に依り、年十四・六パーセント（当該納付期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて」に改める。

附則第三十四条の次に次の一条を加える。

（延滞金の割合の特例）

第三十四条の二 第四百四十四条の十三第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特

例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第五条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「日数によつて」を「期間の日数に依り、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて」に改める。

附則第三十五項を附則第三十六項とし、附則第三十四項の次に次の一項を加える。

（延滞金の割合の特例）

35 第三十条第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（石炭鉱業年金基金法の一部改正）

第六条 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「及び第八十九條」を「第八十九條及び附則第十七條の十四」に改め、

「第八十六條第二項」との下に「同法附則第十七條の十四中第八十七條第一項（第四百四十一條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）とあるのは第二十二條において準用する厚生年金保険法第八十七條第一項」と、「第八十七條第一項」とあるのは「同項

の」とを加える。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第七條 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第五十七條第四項中「及び第八十九條を「第八十九條及び附則第十七條の十四」に」とあるのは「を」とあるのは「に」に改め、「存続組合」との下に「同法附則第十七條の十四中「第八十七條第一項（第四百四十一條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）とあるのは厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第五十七條第四項において準用する第八十七條第一項」と、「第八十七條第一項」とあるのは「同項」と」を加える。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第八條 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六條第一項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「日数によつて」を「期間の日数に依り、年十四・六パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納付期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて」に改める。

附則第三條の次に次の一条を加える。

（延滞金の割合の特例）

第三條の二 第五十六條第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八

十九号）第十五條第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（健康保険法の一部改正）

第九條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一百八十一條第一項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「徴収金完納」を「徴収金完納」に、「日数によつて」を「期間の日数に依り、年十四・六パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて」に改める。

附則第十條を附則第十一條とし、附則第九條を附則第十條とし、附則第八條の次に次の一条を加える。

（延滞金の割合の特例）

第九條 第一百八十一條第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五條第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（船員保険法の一部改正）

第十條 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条第一項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「徴収金完納」を「徴収金完納」に、「日数によつて」を「期間の日数に」応じ、年十四・六パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて」に改める。

附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条の次に次の一条を加える。

（延滞金の割合の特例）

第十条 第百三十三条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第十一条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「つき年十四・六パーセントの割合で」を削り、「日数により」を「期間の日数に」応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて」に改める。

附則に次の一条を加える。

（延滞金の割合の特例）

第十二条 第二十七条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、

同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正）

附則第十二条 第二十七条第一項

（石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正）

附則第十二条 第二十七条第一項

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の公布の日（いづれか遅い日）から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項（第百四十一条第一項において準用する場合を含む。）及び附則第十七条の十

を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十二条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「並びに第四十一条から第四十三条まで」を「第四十一条から第四十三条まで並びに附則第十二条に改め、同項の表に次のように加える。

整備法第十九条第三項において準用する第二十七条第一項

改正する。
第三十八条第一項中「及び第四十五条の二を」第四十五条の二及び附則第十二条に改め、同項の表に次のように加える。

石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十七条第一項

四（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項、第五条第八項若しくは第八条第八項又は児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）、国民年金法第九十七条第一項（第百三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第百四十四条の十三第三項及び附則第三十四

条の二、私立学校教職員共済法第三十条第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年金基金法第二十二條第一項において準用する厚生年金保険法第八十七條第一項及び附則第十七條の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第五十七條第四項において準用する厚生年金保険法第八十七條第一項及び附則第十七條の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六條第一項及び附則第三條の二、健康保険法第百八十一條第一項及び附則第九條、船員保険法第百三十三條第一項及び附則第十條、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第二十七條第一項及び附則第十二條、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第十九條第三項において準用する徴収法第二十七條第一項及び附則第十二條並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八條第一項において準用する徴収法第二十七條第一項及び附則第十二條の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び厚生年金基金の掛金、厚生年金保険法第百四十條第一項の規定による徴収金を含む。）、厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、厚生年金特例法第四条第一項に規定する未納掛金に相当する額及び厚生年金特例法第八条第二項に規定する特例掛金、児童手当法第二十条第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第百四十四条の三第一項に規定する団体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による

掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十条第二項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する一般拠出金(以下「保険料等」という。)に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正)

第三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第九十七条第一項中「年十四・六パーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)」とあるのは、「年十四・六パーセント」と読み替えるものとする。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第四条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第百十二条第六項中「並びに第百七十九条を」
「第百七十九条並びに附則第十七条の十四」に改める。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正)

第五条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第九十七条第一項中「年十四・六パーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間について

は、年七・三パーセント)」とあるのは、「年十四・六パーセント」と読み替えるものとする。

第六条 日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第三項中「健康保険法附則第十条」を「健康保険法附則第十一条」に、「船員保険法附則第十条」を「船員保険法附則第十一条」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第三条のうち国家公務員共済組合法附則第二十条の九第一項及び第四項から第七項までの改正規定中「及び第四項から第七項まで」を、「第四項及び第六項から第八項まで」に改める。

第四条中地方公務員等共済組合法附則第三十四条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第三十四条の二を削る。

第五条のうち私立学校教職員共済法附則第三十五項を附則第二十九項とする改正規定中「附則第二十九項の下に」とし、附則第三十六項を附則第三十項を加える。

(調整規定)

第八条 この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

理 由

現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、社会保険の保険料等の納付が困難となっている事業主等

の経済的負担の軽減に資するため、社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納期限又は納付期限から一定期間軽減する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、年金特別会計業務勘定及び労働保険特別会計徴収勘定において、合計で平年度約四十億円である。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案(委員会起草案)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業における被保険者等に関する年金記録の管理の不備に起因した様々な問題の重大性及びこれらの問題に緊急に対処する必要性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなされた上で厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による保険給付(これに相当する給付を含む。以下同じ。)又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による給付(これに相当する給付を含む。以下同じ。)(以下この条において「年金給付等」という。)を受ける権利に係る裁定(裁定の訂正を含む。以下同じ。)が行われた場合において適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払うこととされた日よりも大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるようにするための加算金の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

(保険給付遅延特別加算金の支給)

第二条 社会保険庁長官は、厚生年金保険法による保険給付を受ける権利を有する者又は当該権利を有していた者(同法第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者を含む。)について、同法第二十八条の規定により記録した事項の訂正がなされた上でこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に当該保険給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うもの(以下「時効特例法第二十一条時効特例法附則第二条において準用する場合を含む。以下

を有していた者(同法第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者を含む。)について、同法第二十八条の規定により記録した事項の訂正がなされた上でこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に当該保険給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うもの(以下「時効特例法第二十一条時効特例法附則第二条において準用する場合を含む。以下

第三条 社会保険庁長官は、国民年金法による給付を受ける権利を有する者又は当該権利を有していた者(同法第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求する権利を有する者を含む。以下同じ。)について、同法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で施行日以後に当該給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うもの(以下「時効特例法第二十一条時効特例法附則第二条において準用する場合を含む。以下

同じ。)の全額を基礎として、当該給付を受ける権利を取得した日に当該訂正がなされた後の同法第十四条の規定により記録した事項に従った裁定が行われたならば支払われることとされた日から当該給付を支払うこととする日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額(以下「給付遅延特別加算金」という。)を、当該給付を支払うこととされる者に對し支給する。

(受給権の保護等)

第四条 保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 前項の規定にかかわらず、保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、それぞれ当該保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付の受給権とみなして、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十二条第一項第十二号の規定を適用する。

(公課の禁止)

第五条 租税その他の公課は、保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(不正利得の徴収)

第六条 偽りその他不正の手段により保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受けた者があるときは、社会保険庁長官は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金のうち、保険給付遅延特別加算金に係るものは厚生年金保険法の規定の例により、給付遅延特別加算金に係るものは国民年金法の規定の例により徴収する。

(費用)

第七条 保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金(以下この条において「加算金」とい

う。)の支給に要する費用は、それぞれ厚生年金保険事業に要する費用及び国民年金事業に要する費用に含まれるものとする。この場合において、加算金をそれぞれ当該加算金の計算の基礎となる厚生年金保険法による保険給付及び国民年金法による給付とみなして、厚生年金保険法及び国民年金法の国庫の負担に関する規定並びに同法第九十四条の二第一項に規定する基礎年金拠出金に関する規定(他の法令のこれらに相当する規定を含む。)を適用する。

2 加算金の支給の事務の執行に要する費用は、それぞれ厚生年金保険法による厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用及び国民年金法による国民年金事業の事務の執行に要する費用とみなして、厚生年金保険法第八十条第二項及び国民年金法第八十五条第二項の規定を適用する。

(不服申立て)

第八条 保険給付遅延特別加算金(厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。)の支給若しくは給付遅延特別加算金(国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。以下この項において同じ。)の支給に関する処分又は第六条第一項の規定による徴収金(給付遅延特別加算金に係るものに限り、賦課若しくは徴収の処分若しくは同条第二項の規定によりその例によるものとされる国民年金法第九十六条の規定による処分(給付遅延特別加算金に係るものに限り、)に不服がある者は、社会保険審査官に對して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に對して再審査請求をすることができる。

2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に對して再審査請求をすることができる。

第九条 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係る保険給付遅延特別

加算金の支給若しくは国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金に係る給付遅延特別加算金の支給に関する処分又は第六条第一項の規定による徴収金(前条第一項に規定する給付遅延特別加算金に係るものを除く。)の賦課若しくは徴収の処分若しくは第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条の規定による処分若しくは国民年金法第九十六条の規定による処分(前条第一項に規定する給付遅延特別加算金に係るものを除く。)に不服がある者は、社会保険審査会に對して審査請求をすることができる。

(行政不服審査法の適用関係)

第十条 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定を適用しない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第十一条 第八条第一項又は第九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(時効)

第十二条 第六条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 第六条第一項の規定による徴収金の納入の告知又は同条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項若しくは国民年金法第九十六条第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(命令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に関する経過措置)

第二条 第二条から第十二条までの規定は、施行日前に第二条の裁定又は第三条の裁定が行われた場合について準用する。この場合において、第二条中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、施行日前に当該保険給付を支払われた者に対する保険給付遅延特別加算金の支給は、当該者の請求により行ふ」と、第三条中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、施行日前に当該給付を支払われた者に対する給付遅延特別加算金の支給は、当該者の請求により行ふ」と読み替へるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 前項において読み替へて準用する第二条ただし書又は同項において読み替へて準用する第三条ただし書の場合において、同項において読み替へて準用する第二条ただし書に規定する者又は同項において読み替へて準用する第三条ただし書に規定する者(以下「既支払者」という。)(この法律の公布の日以後に当該保険給付又は当該給付を支払われた者に限り、)であつて、施行日において当該保険給付に係る厚生年金保険法による保険給付を受ける権利に基づき同法による国民年金法による給付を受ける権利に基づき同法による給付を受けているものは、施行日において、同項において読み替へて準用する第二条ただし書の請求又は同項において読み替へて準用する第三条ただし書の請求をしたものとみなす。

3 既支払者が施行日前に死亡した場合又は既支払者であつて第一項において読み替へて準用する第二条ただし書の請求若しくは同項において読み替へて準用する第三条ただし書の請求をし

ていないもの(前項の規定によりこれらの請求をしたものとみなされるものを除く。)が施行日以後に死亡した場合においては、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、当該保険給付に係る保険給付遅延特別加算金又は当該給付に係る給付遅延特別加算金の支給の請求を行うことができる。

4 前項の場合において、死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の子であつて、その者の死亡によつて遺族厚生年金の支給の停止が解除されたものは、同項に規定する子とみなす。

5 第三項の場合において、死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であつたときは、その者の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつていた国民年金の被保険者又は被保険者であつた者の子は、同項に規定する子とみなす。

6 第三項の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

7 第三項の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

8 第一項において読み替へて準用する第二条ただし書の請求及び同項において読み替へて準用する第三条ただし書の請求並びに第三項の請求は、施行日から五年以内に行わなければならない。

第三条 既支払者が前条第一項において読み替へ

て準用する第二条ただし書の請求若しくは同項において読み替へて準用する第三条ただし書の請求(前条第二項の規定によりこれらの請求をしたものとみなされる場合を含む。)をした後に死亡した場合又は前条第三項の規定により保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の請求をした者が当該請求をした後に死亡した場合においては、その者が支給を受けるべき保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金でその支払を受けなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給の請求を行うことができる。

2 前条第四項から第八項までの規定は、前項の場合について準用する。

(年金給付の支給に係る業務に係る体制の整備)

第四条 国は、適正な年金記録に基づく年金給付の支給に係る業務が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該業務に従事する人材の確保その他必要な体制の整備を図るものとする。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第五条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「並びに」を「」に改め、「第百三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。」の下に「並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。)

第八条(年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第三条各号列記以外の部分中「又は」を「」に改め、「第百一条」の下に「又は年金給付遅延加算金支給法第八条」を加え、同条第三号中「によ

る給付」の下に「並びに年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金(厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。及び給付遅延特別加算金(国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。次号及び次条第一項において同じ。))を加え、同条第四号中「徴収又は」を「徴収若しくは」に改め、「」による処分」の下に「又は年金給付遅延加算金支給法第六條第一項(年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定による徴収金(給付遅延特別加算金に係るものに限る。))の賦課、徴収若しくは年金給付遅延加算金支給法第六條第二項(年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定によりその例によるものとされる同法第九十六條の規定による処分」を加える。

第四条第一項中「徴収金」の下に「若しくは年金給付遅延加算金支給法第六條第一項の規定による徴収金(給付遅延特別加算金に係るものに限る。))を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第九条第一項中「国民年金基金」の下に「年金給付遅延加算金支給法の規定により保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の事務を行う社会保険庁長官」を加える。

第十九条中「及び」を「」に改め、「第百一条」の下に「及び年金給付遅延加算金支給法第八條」を、「第三十三條第二項」の下に「及び年金給付遅延加算金支給法第九條(年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))を、「審査請求」の下に「(年金給付遅延加算金支給法第九條の規定による厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係る保険給付遅延特別加算金に係るもの及び国民年金法附則第九條の三の二第一項の規定による脱退一時金に係る給付遅延特別加算金に係るものを除く。第三十二條第二項において同じ。)」を加える。

第三十二條第一項中「又は」を「」に改め、「第百一条第一項」の下に「又は年金給付遅延加算金支給法第八條第一項を加え、同条第二項中「又は」を「」に改め、「第三十三條第二項」の下に「又は年金給付遅延加算金支給法第九條」を加え、同条第五項中「場合」の下に「並びに年金給付遅延加算金支給法第六條第二項の規定によりその例によるものとされる場合」を、「第九十六條第四項」の下に「(年金給付遅延加算金支給法第六條第二項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。))」を加える。

附則第十四項中「及び石炭鉱業年金基金法第三十三條第二項」とあるのは、「及び附則第二十九條第五項、石炭鉱業年金基金法第三十三條第二項、国民年金法附則第九條の三の二第五項並びに」と、審査請求(年金給付遅延加算金支給法第九條の規定による厚生年金保険法附則第二十九條第一項の規定による脱退一時金に係る保険給付遅延特別加算金に係るもの及び国民年金法附則第九條の三の二第一項の規定による脱退一時金に係る給付遅延特別加算金に係るものを除く。第三十二條第二項において同じ。))とあるのは「審査請求に、「又は石炭鉱業年金基金法第三十三條第二項」とあるのは、「若しくは附則第二十九條第五項、石炭鉱業年金基金法第三十三條第二項」は「石炭鉱業年金基金法第三十三條第二項」とあるのは、「若しくは附則第二十九條第五項、石炭鉱業年金基金法第三十三條第二項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六條 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第百八條中「国民年金事業」の下に「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十

一年法律第 号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。による給付遅延特別加算金の支給を含む。」を、「負担」の下に「及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給」を加える。 第百十一条第一項第二号イ中「基礎年金給付費」の下に「(年金給付遅延加算金支給法による給付遅延特別加算金(国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金に係るものに限る。)の支給に要する費用を含む。次項第二号において同じ。)」を加え、同条第二項第二号イ中「給付費」の下に「年金給付遅延加算金支給法による給付遅延特別加算金(国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金に係るものを除く。)の支給に要する費用を含む。」を加え、同条第三項第二号イ中「保険給付費」の下に「(年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。)」を加える。	項において適用する場合を含む。」を加え、同条第三項中「みなされる費用」の下に「(当該費用に係る年金給付遅延加算金支給法による給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。第百二十条第二項第五号において同じ。)」を加え、同条第四項中「費用」の下に「(当該費用に係る年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。第百二十条第二項第六号において同じ。)」を加える。 第百二十条第一項各号列記以外の部分中「第二項」の下に「(年金給付遅延加算金支給法第七條第一項において適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同条第二項第一号中「附則第十四条第二項」の下に「及び年金給付遅延加算金支給法第七條第一項」を加える。 (関係法律の整理) 第七條 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。 (その他の経過措置の政令への委任) 第八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、年金特別会計基礎年金勘定、国民年金勘定及び厚生年金勘定において、合計で初年度約五百四十五億円の支出増が見込まれる。	理由 政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業における被保険者等に関する年金記録の管理の不備に起因した様々な問題の重大性及びこれらの問題に緊急に対処する必要性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなされた上で年金給付等を受ける権利に係る裁定が行われた場合において適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払うこととされた日より大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるようにするための加算金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十一年五月一日印刷

平成二十一年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局